

第二次 由利本荘市環境基本計画

～人と自然が共生する住みよい環境の都市～



秋田県由利本荘市

目次

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	第一次計画の達成状況	3
第3節	計画の役割と位置づけ	8
第4節	計画の対象	9
第5節	計画の期間	9
第6節	由利本荘市の概要	10

第2章 目指すべき環境像と基本方針

第1節	目指すべき環境像	14
第2節	環境像の実現に向けた基本方針	14
第3節	環境基本計画とSDGsの関わり	18

第3章 環境施策の展開

第1節	良好な生活環境	～健康で快適な生活環境の継承～	20
第2節	自然環境との共生	～自然と人との共存～	27
第3節	脱炭素と資源循環	～地球環境保全と資源循環型社会の構築～	31

第4章 計画推進のための取り組み

第1節	日常生活における環境配慮指針	39
第2節	事業活動における環境配慮指針	42
第3節	計画の進行	46

資料編

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

第2節 第一次計画の達成状況

第3節 計画の役割と位置づけ

第4節 計画の対象

第5節 計画の期間

第6節 由利本荘市の概要

第1節 計画策定の趣旨

昨今の環境問題は、高度経済成長期に工業主体の経済社会構造へと変化したことで顕在化した公害問題から、利便性を求めて大量生産や大量消費、大量廃棄等の社会が引き起こした廃棄物問題、さらには影響範囲がグローバル化している地球温暖化等まで大きく変化しています。

これらの環境問題の特徴としては、私たち一人ひとりの日常生活や通常の事業活動に起因しており、原因者と被害者を明確化することが困難になっていることや、短期的な解決が難しく長期的な対応が不可欠となっていることがあり、問題解決のためには、私たち一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動の転換が必要とされています。

このことを受け、本市では環境の保全について基本理念を定め、すべての主体の責務を明らかにするとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、環境負荷の少ない持続的に発展することのできる“恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり”を目指すため、平成23年3月に「由利本荘市環境基本条例」を制定しました。そして平成25年3月には、本条例に基づき、平成25年度からの10年間を計画期間とした「由利本荘市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、市民、事業者と市が協力し環境保全の取り組みを進めてきました。

この間、社会情勢は大きく変化しており、国では「第五次環境基本計画」を平成30年4月に閣議決定し、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえた重点戦略と、地域循環共生圏の創造に向けた取り組みを推進しています。

また、令和2年10月、菅前首相は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。私たちには、積極的に地球温暖化対策を行うことが産業構造や社会経済の変革をもたらし、大きな成長に繋げていくという発想の転換が求められています。

秋田県においても、令和3年3月に「第3次秋田県環境基本計画」を策定し、これまでの取り組みを推進することに加え、SDGsの考え方をとり入れ、人口減少、高齢化社会にも対応した環境施策を計画することで、環境・経済・社会の総合的な向上を目指すこととしています。

第一次計画の策定から10年が経過したことから、こうした社会情勢の変化を踏まえつつ、本市の豊かな環境を保全し、それを次世代に継承するために、より実現性の高い環境政策に取り組む基本的な方向を示す「第二次由利本荘市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 第一次計画の達成状況

第一次計画では、目標の達成度合いを確認していくため、「良好生活周辺環境」、「自然共生環境」、「資源循環低炭素環境」の3つの施策に対し掲げた45項目の環境指標により進捗管理を行ってきました。その直近年度における達成状況については、以下に示すとおり、環境指標45項目のうち、34項目で目標を達成しました。なお、環境指標に用いている満足度は、令和3年8月に実施したアンケート調査（20歳以上の市民1,000人を無作為抽出。回答率49.8%）の結果に基づいています。

■（1）良好生活周辺環境

① 大気汚染

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
大気汚染に関する環境基準※1に適合した良好な状態を保持します。	二酸化硫黄	環境基準適合	環境基準適合	達成
	二酸化窒素	〃	〃	〃
	浮遊粒子状物質	〃	〃	〃
	光化学オキシダント	〃	環境基準不適合	未達成
	ダイオキシン類	〃	環境基準適合	達成
アンケート調査において大気に関する満足度を向上させます。	空気のきれいさの満足度	84.0%	91.3%	達成
	空気のおいの満足度	74.3%	84.2%	〃

※1 大気汚染に係る環境基準（資料編に詳細掲載）

※2 大気測定結果（秋田県環境白書（大気測定局：尾崎小学校））

② 水・土壌環境

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
水質汚濁に関する環境基準※1に適合した良好な状態を保持します。	環境基準健康項目 （カドミウム、全シアン等27項目）	環境基準適合	環境基準適合	達成
	環境基準生活環境項目 （pH、BOD等5項目）	〃	環境基準適合 （pH、SS、BOD） 環境基準不適合 （DO、大腸菌群数）	一部未達成
	ダイオキシン類	〃	環境基準適合	〃

地下水に関する環境基準※ ¹ に適合した良好な状態を保持します。	地下水の環境基準 (カドミウム、全シアン等 28 項目)	環境基準適合	環境基準適合	達成
	ダイオキシン類	〃	〃	〃
土壌中のダイオキシン類に係る環境基準※ ⁴ に適合した良質な状態を保持します。	ダイオキシン類	環境基準適合	環境基準適合	達成

※¹ 水質汚濁に係る環境基準 (資料編に詳細掲載)

※² 水質測定結果 (秋田県環境白書 (測定水域: 子吉川上・中・下流、石沢川、芋川、衣川、西目川))

※³ 地下水水質測定結果 (秋田県環境白書 (測定地点: 久保田、西目町出戸、岩城亀田最上町))

※⁴ ダイオキシン類に係る環境基準 (資料編に詳細掲載)

※⁵ 土壌測定 (市調査 (測定地: 上大野、三条、葛法、上野、鳥川、砂子、内黒瀬、大野川原))

③ 騒音・振動・悪臭

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
騒音、振動、悪臭に関して生活に支障ないレベルを維持するとともに、苦情・相談件数を減らします。	自動車騒音※ ¹	環境基準適合	環境基準適合	達成
	苦情・相談件数	10 件以下	5 件	〃
アンケート調査において騒音、振動、悪臭に関する満足度を向上させます。	空気のおおいの満足度	74.3%	84.2%	達成
	生活環境の静かさの満足度	76.8%	82.1%	〃

※¹ 騒音に係る環境基準 (資料編に詳細掲載)

※² 自動車騒音常時監視結果 (秋田県環境白書 (騒音測定区間: 国道 105 号水林-鶴沼、一番堰-赤沼町))

④ 快適空間

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
アンケート調査において快適空間に関する満足度を向上させます。	自然と建造物の調和した景観の満足度	41.2%	60.1%	達成
	水辺環境の美しさ・きれいさの満足度	55.7%	82.1%	〃

■ (2) 自然共生環境

① 自然保護

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
森林面積割合を一定以上に維持します。	森林整備計画に準じた森林面積割合	75.8%	74.6%	未達成
農業振興地域内の農用地区域の面積割合を一定以上に維持します。	農業振興地域整備計画に準じた農用地区の面積割合	11.3%	10.6%	未達成
アンケート調査において自然保護に関する満足度を向上させます。	水辺環境の美しさ・きれいさの満足度	55.7%	72.1%	達成
	山や森林の緑の美しさの満足度	80.5%	85.5%	〃

※1 秋田県利用区分別土地利用状況（秋田県の土地利用）

② 動植物環境

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
動植物の生息、生育場所等の自然環境を安定的に維持保全します。	自然環境保全地域	現状の維持	維持	達成
	自然公園	〃	〃	〃
	鳥獣保護区	〃	〃	〃
アンケート調査において動植物環境に関する満足度を向上させます。	鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさの満足度	68.2%	74.6%	達成

※1 自然環境保全地域（南由利原、丁岳、親川、加田喜沼、笹森山）

※2 自然公園（鳥海国定公園）

※3 鳥獣保護区（石脇、祓川、小菅野等 21 箇所）

③ 自然景観、歴史的・文化的環境

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
アンケート調査において自然景観に関する満足度を向上させます。	自然と建造物の調和した景観の満足度	41.2%	60.1%	達成

■ (3) 資源循環低炭素環境

① 廃棄物対策

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
ごみの排出量を抑制・削減します。	家庭系ごみの総排出量	253.7 kg/人	265.4 kg/人	未達成
	事業系ごみの総排出量	1.65 t/事業所	1.71 t/事業所	〃
	最終処分量	4,734 t	3,878 t	達成
不法投棄物の発生量を抑制・削減します。	不法投棄物の回収量	3,790 kg	1,790 kg	達成

※1 由利本荘市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

※2 ごみの総排出量は R2 年度実績値（不法投棄物は R 元年度）

② 資源リサイクル

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
資源物の再生利用料を一定割合以上に維持します。	直接資源化量	2,882 t	数値無し	無し
	総資源化量	3,425 t	2,473 t	未達成
アンケート調査においてごみの資源化に関する満足度を向上させます。	資源回収の取り組みの満足度	51.7%	64.3%	達成

※1 由利本荘市地域循環型社会形成推進地域計画

③ バイオマス有効利活用

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
バイオマスの利活用率の向上を目指します。	廃棄物系バイオマス	90.7%	88.1%	未達成
	未利用系バイオマス	36.8%	30.3%	〃

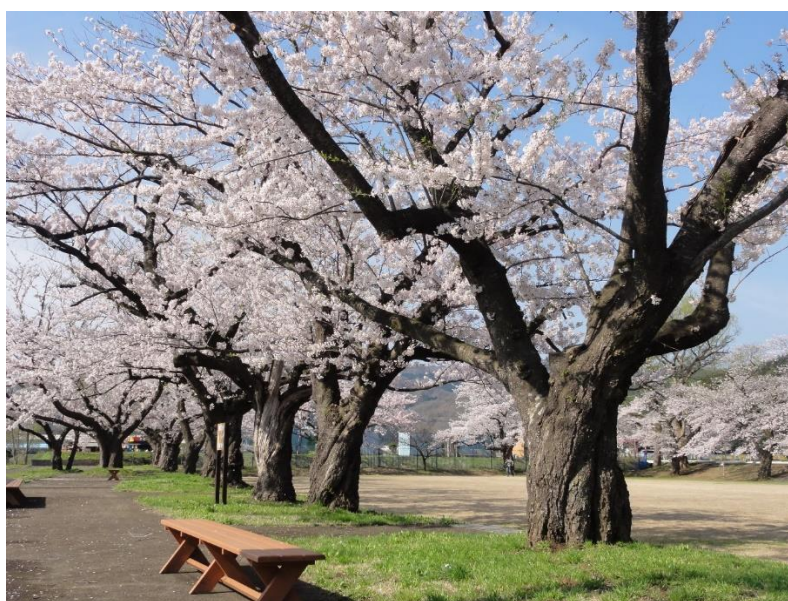
※1 由利本荘市バイオマスタウン構想

④ 再生可能エネルギー・省エネルギー対策

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
再生可能発電設備によるエネルギー総出力について増加を目指します。	太陽光発電	158 件(758 kW) ※住宅用	住宅用設備 不明	—
	風力発電	18 基(32,600 kW)	67 基(166,366 kW) ※出力 20kw 以上の施設	達成
	小水力発電	1 箇所(740 kW)	2 箇所(745 kW)	〃
アンケート調査においてエネルギーに関する満足度を向上させます。	省エネルギーの取り組みの満足度	23.7%	33.9%	達成

⑤ 環境教育・環境学習

目標	環境指標	目標値	現状値	評価
アンケート調査において環境活動に関する満足度を向上させます。	環境にやさしい事業活動の活発さの満足度	21.5%	32.0%	達成
	市民の環境活動の活発さの満足度	21.1%	31.1%	〃
アンケート調査において環境学習に関する満足度を向上させます。	環境学習への参加のしやすさの満足度	12.1%	21.7%	達成
	環境に関する情報入手のしやすさの満足度	12.8%	22.4%	〃



第3節 計画の役割と位置づけ

本計画は、由利本荘市環境基本条例第8条に定められた「由利本荘市環境基本計画」であり、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものです。

本計画の役割は以下のとおりです。

①環境施策に対する基本的方向づけ

本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を示し、環境に影響を及ぼすおそれのある行為や行動の展開については、本計画との整合を図ることにより、十分な配慮が行われるように役割を果たします。

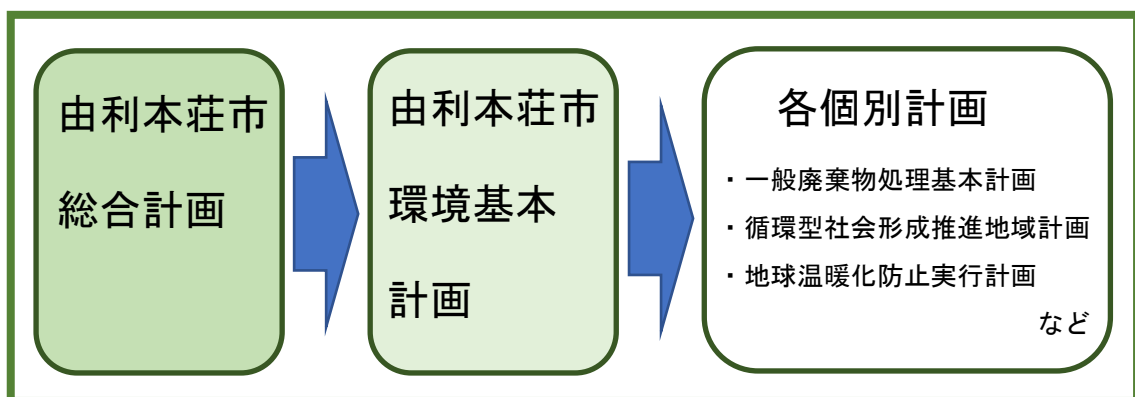
②住みよいまちづくり

まちづくりや快適な暮らしを追求する上では、生活環境や自然環境との調和、調整が不可欠であるため、相互が相乗的に発展していくために、住みよいまちづくりを環境面でサポートする役割を果たします。

③各主体の環境配慮行動促進

今日の環境問題を解決するためには、市民、事業者、行政が共通認識のもと、各主体の立場に応じて環境に配慮した行動を実践する必要があるため、具体的な取り組みの指針を示し、それぞれの積極的かつ自主的な行動を促進する役割を果たします。

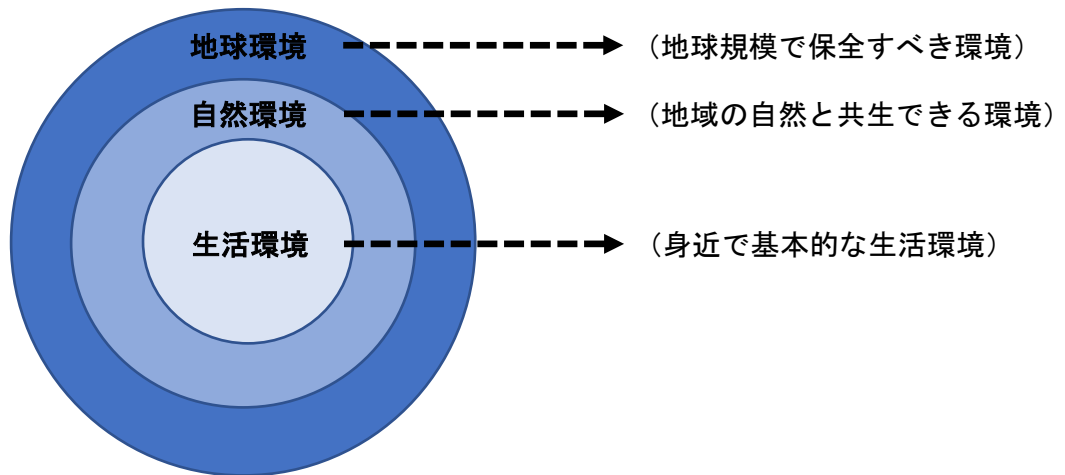
また、本市の計画体系の中では、由利本荘市総合計画で掲げる本市将来像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置付けます。



第4節 計画の対象

本計画の対象範囲としては、由利本荘市環境基本条例第2条（定義）、第7条（基本方針）等の規定を踏まえ、「生活環境」「自然環境」「地球環境」とし、これらの密接な関係を幅広く捉えることとします。

▼計画の対象

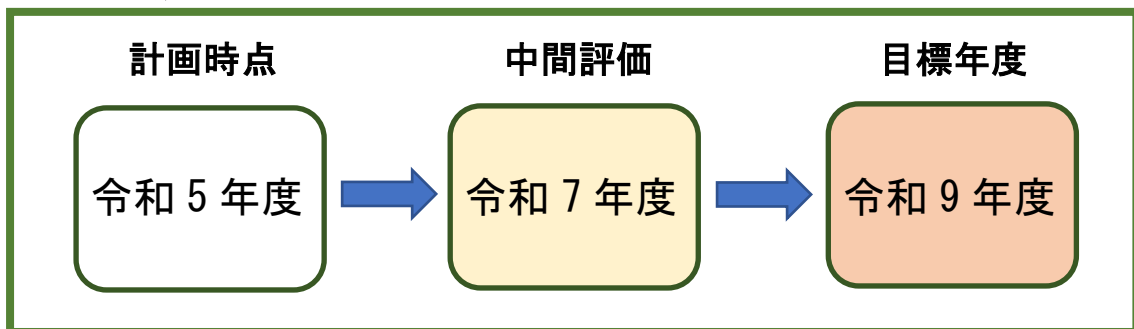


第5節 計画の期間

今日の環境問題は、原因の複雑さや時間的広がりを持つことから、中長期的な視野に立つて取り組む必要があるため、本計画は令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間の計画期間とします。

ただし、急速な社会情勢の変化等に的確に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。また、計画期間半ばの令和7年度を目処に計画の中間評価を行い、必要な見直しを行います。

▼計画の期間



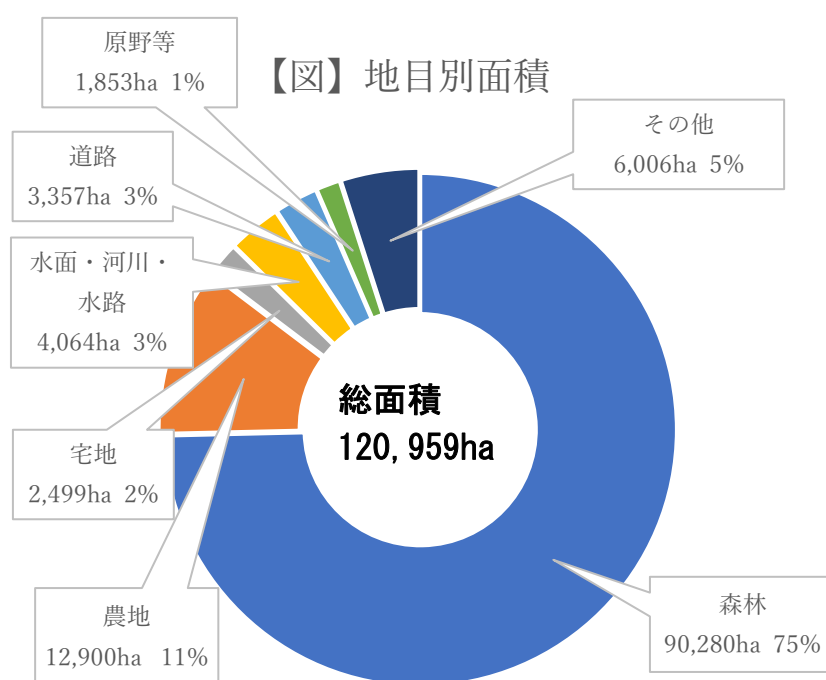
第6節 由利本荘市の概要

《自然的特性》

本市は秋田県南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市、羽後町に隣接し、南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、市の中央部を一級河川子吉川が貫流し日本海に注いでいます。

また、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地域から構成され、山、川、海の美しい自然に恵まれた地域です。

面積は120,959ha（東西に約32.3km、南北に約64.7km）で秋田県の10.4%を占め、県内一の面積となっています。主な土地の利用は森林が74.6%（90,280ha）で総面積の大半を占め、次いで農地が10.6%（12,900ha）、市街地等の宅地は2.1%（2,499ha）となっており、山林・田畑などの自然的土地利用が全体の9割近くを占めています。



（資料：県利用区分別土地利用現況）

気候は海岸部と山間部で条件が異なり、海岸部（本荘地域）では年平均気温13.0℃、年間降水量1,938.5mm、最深積雪49cm、山間部（矢島地域）では年平均気温11.7℃、年間降水量2,270.0mm、最深積雪149cmと、特に冬季における積雪量に差が見られます。

区分	平均気温	年間降水量	最深積雪	年間日照時間
本荘地域	13.0℃	1,938.5mm	49cm	1,611.6時間
矢島地域	11.7℃	2,270.0mm	149cm	1,531.9時間

（資料：気象庁気象統計情報 令和3年1月～12月）

《社会的特性》

江戸時代、本市中心市街地は北前船の寄港地であり、これに合わせ、子吉川は舟運により上流域と下流域を結ぶ物資輸送の大動脈となり、流域は食糧生産供給地として栄えました。また、市街地は日本海に沿って南北を結ぶ羽州浜街道と内陸奥羽各街道との結節点として、人や文化を伝える陸路の要衝でもありました。

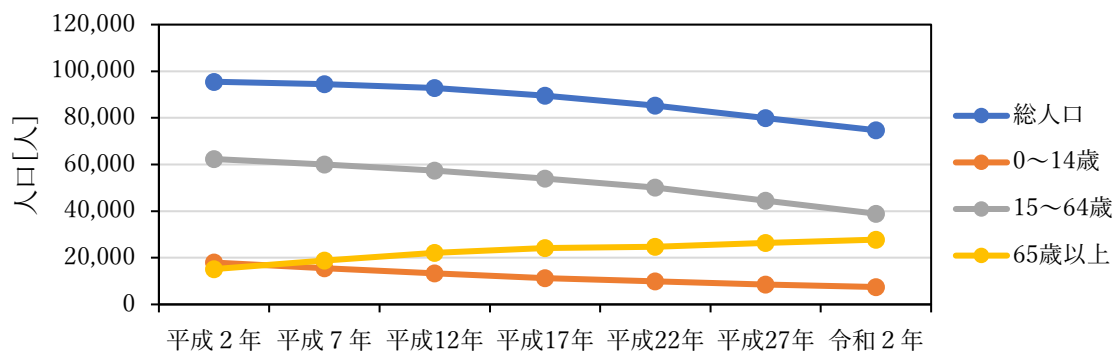
現在、その街道は太平洋側各地方都市との連携軸となり、物流の大動脈となっています。こうした地勢の中、同じ文化や歴史によって栄えた近隣市町は、平成 17 年 3 月に広域合併し、由利本荘市として新たなスタートを切りました。

近年では、スポーツ・防災・賑わいの拠点施設「ナイスアリーナ（総合防災公園・由利本荘アリーナ）」や、子どもから大人まで木の温もりを楽しみながら交流できる「鳥海山 木のおもちゃ館（鳥海山木のおもちゃ美術館）」がオープンするなど、今後の交流人口の拡大が期待されるほか、日本海沿岸東北自動車道の県境区間が近く全面開通の見通しであり、県立大学を中心とする学園都市として一層進展するとともに、先端技術企業の集積などによる新たな可能性が広がっています。

令和 4 年 3 月 31 日現在で人口は 73,548 人、世帯数は 30,744 世帯となっており、生産年齢層の労働移動による社会減に加え出生率の低下による自然減により人口は減少傾向にあります。世帯数は平成 11 年秋田県立大学の開校や高齢者入居施設の開設などにより、単身世帯の増加が見られます。

年次	世帯数	総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	高齢人口比率
平成 2 年	24,994	95,489	17,966	62,347	15,154	15.9
平成 7 年	26,260	94,410	15,560	59,959	18,860	20.0
平成 12 年	27,805	92,843	13,316	57,360	22,162	23.9
平成 17 年	28,564	89,555	11,280	54,011	24,197	27.0
平成 22 年	28,648	85,229	9,958	50,059	24,700	29.2
平成 27 年	28,349	79,927	8,551	44,556	26,427	33.2
令和 2 年	28,362	74,707	7,467	38,918	27,783	37.5

(資料：国勢調査)



産業別就業人口割合では、第一次産業は平成2年度の18.1%に比べ令和2年度は10.2%と減少傾向にあり、大部分は農林業に従事しています。また、漁業従事者は全体の0.1%にも満たない従事者数になっています。第二次産業は建設・製造業が大半ですが、平成2年度の40.4%に比べ令和2年度は31.7%と減少傾向にあります。また、第三次産業は全体の58.1%と最も多く就業人口も増加傾向にあり、医療・福祉に次いで卸売・小売業の従事者割合が高くなっています。

本市には電子部品・デバイス製造等のものづくり産業が集積し、地域経済の発展に大きく貢献しています。さらには、秋田県立大学システム科学技術学部が高度教育研究機関としての役割を担い、隣接する本荘由利産学共同研究センターを拠点に産学官金による連携も行われています。

農業や畜産業については、各地域の特長を活かした経営が行われており、基幹産業である稲作のほか、秋田由利牛や鳥海りんどうなどの地域ブランドの開発や生産をはじめ、第六次産業の促進にも積極的に取り組んでいますが、農業従事者数や経営耕地面積は年々減少しており、生産基盤の受け手となる担い手の育成が課題とされています。

本市面積の大半は山林であり、森林蓄積面積や民有林面積では全国でも上位となる広大な面積を保有していますが、皆伐後の再造林率が低く、将来の森林資源の確保が課題となっております。

観光面において本市には、日本ジオパークとして認定された「鳥海山・飛鳥ジオパーク」のジオサイトが点在し、四季折々の自然を満喫でき、アウトドアレジャーの拠点となるなど、魅力的な自然を活かした観光資源があります。なかでも、ブナの森や湧き出る清水、竜ヶ原湿原や桑ノ木台湿原、日本の滝百選の名瀑法体の滝など鳥海山の恩恵を受けた、後世に残すべき自然環境を有しています。

また、藩政期には本荘地域は六郷氏の本荘藩、岩城地域は岩城氏の亀田藩、矢島地域は生駒氏の矢島藩の城下町として栄えたこれらのエリアには、永泉寺や本荘公園、亀田城佐藤八十八美術館、龍門寺、龍源寺や土田家住宅、折渡千体地蔵など、歴史にちなんだスポットが数多く残されています。

第2章 目指すべき環境像と 基本方針

第1節 目指すべき環境像

第2節 環境像の実現に向けた基本方針

第3節 環境基本計画とSDGsの関わり

第1節 目指すべき環境像

由利本荘市総合計画において、まちの将来像として定める「人と自然が共生する躍動と創造の都市」を環境面から実現するため、環境基本条例第3条の基本理念を基に目指すべき環境像を以下のように定めます。

▼目指すべき環境像

人と自然が共生する
まち
住みよい環境の都市

第2節 環境像の実現に向けた基本方針

(1) 良好な生活環境

～健康で快適な生活環境の継承～

健康かつ快適な生活を送るために、身のまわりにある様々な環境リスクを予防的に回避するとともに、安全・安心で良好な生活環境を将来にわたって継承することを目指します。

《具体的に…》

- ◆大気や水質などは現在の良好な状態を維持しつつ、将来に向けても産業型公害や都市生活型公害による汚染を招かないよう、安全・安心で快適な生活環境を確保します。
- ◆快適な日常生活を過ごすために、不快となる要因を作らず、または減ずることにより心安らぐ風の音、四季のにおい等を五感で感じられる環境を整えます。

(2) 自然環境との共生 ～自然と人との共存～

豊かな自然や多様な生態系との共存を図りその恵みを享受するとともに、先人から引き継いでいる自然資源や歴史的・文化的資産を次世代へ継承するよう、環境の保全と改善を目指します。

《具体的に…》

- ◆恵まれた緑や多様な生態系を保全し豊富な自然とのふれあいの機会を創出することで、自然の恩恵を認識し豊かな自然を継承する気持ちを育みます。
- ◆多様な自然環境の中で生まれ引き継がれてきた歴史的・文化的資産に対する理解を深め、その調和と保全に努めます。

(3) 脱炭素と資源循環 ～地球環境保全と資源循環型社会の構築～

- ①令和2年(2020年)10月に国が「令和32年(2050年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すこと」を表明したことから、本市においても、脱炭素に向けた責任と役割を果たし、持続可能な社会へシフトするため、令和5年2月に「2050年までに二酸化炭素を実質排出ゼロにする『ゼロカーボンシティの実現』に取り組む」ことを宣言*しました。

市民や事業者と一体となった施策に取り組み、地球温暖化対策を着実に推進します。

※宣言文は資料編に掲載

《具体的に…》

- ◆公共施設や企業施設でのLED化や公用車の次世代自動車への転換、省エネ家電の買い換えを促進するなど、脱炭素に向けて取り組みます。
- ◆二酸化炭素の吸収源対策として市内の広大な森林を活用した造林地の集積や低コスト技術の普及により再造林を進めるほか、木材利用の促進を図り、森林資源の循環利用を進めます。
- ◆自然環境や生活環境に配慮しながら脱炭素を進め、脱炭素社会の実現を図り、次世代へ引き継ぎます。

◆「ゼロカーボンシティ」って、なに？

環境省では、「令和32年（2050年）に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。

◆「実質ゼロ」とは？

温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

※人為的なもの

◆なぜ今、「カーボンニュートラル」なのか？

地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響により、世界的に深刻な自然災害が発生し、日本国内においてもこれまでに体験したことのない猛暑や豪雨災害などに伴う甚大な被害が多発しています。

地球温暖化は温室効果ガスの増加が原因とされており、これを削減していく必要があります。

2015年に合意されたパリ協定において、気温上昇によるリスクを軽減するために「産業革命からの平均気温上昇を2.0℃未満とし、1.5℃に抑える努力をすること」が国際的な目標として広く共有され、2018年に公表された「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書」では、気温上昇を1.5℃に抑制するには、「2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（＝カーボンニュートラル）にすることが必要」とされています。

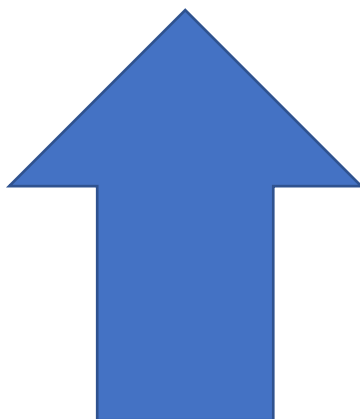
- ②地球環境問題が我々の多様な活動に起因していることを認識し、生産・消費・廃棄のライフサイクルを見直し3R（reduce：排出抑制、reuse：再使用、recycle：再生利用）の取り組みを定着させるとともに、積極的な協力により地域内での脱炭素と資源循環社会の構築を目指します。

《具体的に…》

- ◆家庭や事業所における環境にやさしい再生可能エネルギーの普及や、各主体での省エネルギーの取り組みを定着させることで、エネルギー効率の高い都市となります。
- ◆市内に賦存するバイオマスを貴重な財産として捉え、効率的な利活用を行うことで資源が循環する社会システムを構築します。
- ◆日常生活ではごみの発生抑制やリサイクルの取り組みが徹底され、事業活動ではできるだけ環境に配慮した製品の生産、販売等により環境負荷を低減します。

▼目指すべき環境像

人と自然が共生する
住みよい環境の都市^{まち}



①良好な生活環境
～健康で快適な
生活環境の継承～

②自然環境との共生
～自然と人との共存～

③脱炭素と資源循環
～地球環境保全と
資源循環型社会の構築～

第3節 環境基本計画とSDGsの関わり





SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015年9月の国連総会で採択され、持続可能な世界を目指すための17の目標と169のターゲットで構成される2030年までの国際社会共通の目標です。

SDGsには、環境・経済・社会をめぐる幅広い分野にわたる目標が掲げられており、気候変動をはじめ、再生可能エネルギーや生物多様性など、環境に関する項目が多く含まれています。

環境基本計画は、市が主体となって施策を講じるとともに、市が支援して市民、事業者が主体となって進める具体的な取り組みを示し、市民、事業者、市が協働で推進します。こうした取り組みは、SDGsと同じ方向性を持つものです。

本計画に定める3つの基本方針とSDGsの関わりは次表のとおりであり、本計画を推進することで、SDGsの実現にも貢献します。

【第二次由利本荘市環境基本計画に定める基本方針とSDGs】

基本方針	SDGs（持続可能な開発目標）			
良好な生活環境 ～健康で快適な 生活環境の継承～	3 すべての人に 健康と福祉を 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
自然環境との共生 ～自然と人との共存～	11 住み続けられる まちづくりを 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 
脱炭素と資源循環 ～地球環境保全と 資源循環型社会の構築～	4 質の高い教育を みんなに 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
	13 気候変動に 具体的な対策を 	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう 		

第3章 環境施策の展開

第1節 良好な生活環境

～ 健康で快適な生活環境の継承 ～

第2節 自然環境との共生

～ 自然と人との共存 ～

第3節 脱炭素と資源循環

～ 地球環境保全と資源循環型社会の構築 ～

第1節 良好な生活環境 ～健康で快適な生活環境の継承～

■ (1) 大気環境

《現状と課題》

秋田県が設置している大気測定局の常時監視状況によると、本市の大気環境については、二酸化硫黄や二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しており、概ね良好な状態に保たれています。光化学オキシダントは全県的に高いレベルにあり、本市においても環境基準を達成していませんが、大気汚染防止法に定める光化学オキシダントに係る大気汚染注意報の発令基準は下回っています。

現在の大気環境を維持または改善するためには、大気汚染物質の発生源となり得る工場、事業場や自動車走行について、引き続き対策を図ることが必要です。

《目標》

大気汚染に関する環境基準を達成することを目標とし、達成している場合はより良好な状態を維持します。

環境指標	目 標
二酸化窒素	環境基準の達成 (1日平均値の年間98%値 ^{※4} が0.06ppm以下)
浮遊粒子状物質	環境基準の達成 (1日平均値の年間2%除外値 ^{※5} が0.10mg/m ³ 以下)
微小粒子状物質 (PM2.5)	環境基準の達成 (1年平均値が15μg/m ³ 以下、1日平均値の年間98%値 ^{※4} が35μg/m ³ 以下)
光化学オキシダント	環境基準の達成 (昼間の時間帯(5～20時)における1時間値が0.06ppm以下)
ダイオキシン類	環境基準の達成 (1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下)

※1 大気汚染に係る環境基準(資料編に詳細記載)

※2 大気測定局(尾崎小学校)

※3 大気測定結果(各年度秋田県環境白書)

※4 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)

※5 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%目の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)

《施策の方向》

①状況把握・監視

- ◆秋田県を始めとする関係機関との連携を強化し、大気環境の実態や環境基準の達成状況を正確に把握するとともに、必要に応じて監視体制の整備を図ります。
- ◆稲刈り時には稲わら焼きによる発生被害の増加が考えられるため、屋外燃焼行為防止の監視活動を実施します。

②固定発生源対策

- ◆工場や事業場に対して排出基準の遵守を徹底させるとともに、必要に応じて環境保全協定を締結し、事業者の自主的な管理を促します。
- ◆野焼きや秋季の稲わら焼きなどの焼却防止のため、啓発活動を行うとともに資源循環利用を推進します。

③移動発生源対策

- ◆環境負荷の小さい次世代自動車の普及促進や、環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発に努めます。
- ◆交通量抑制のため、公共交通の利便性向上による公共交通機関の利用促進や、近距離移動時の自転車利用促進に努めます。

■（２）水・土壌環境

《現状と課題》

水質汚濁に係る環境基準の達成状況を確認するため本市で実施している主要河川や地下水の水質調査及び秋田県で実施している同調査の結果によると、公共用水域においては夏季の水温上昇時や田畑からの水の影響で大腸菌群数にやや環境基準値の超過が見られるものの、その他生活環境項目及び健康項目のいずれでも環境基準を達成しており、地下水については測定3地点の全項目において環境基準を達成していることから概ね良好な状態を維持していることが窺えます。

土壌についても、計測した水田全8地点において農用地土壌汚染対策地域の指定要件に該当しない結果となっており、また、ダイオキシン類調査においては、公共用水域、地下水、土壌中の全地点において環境基準を達成しております。

このことから、現状を維持しさらなる向上のため、市民への節水や排水の前処理等の意識啓発を図ることが必要です。

《目標》

- ① 水質汚濁に関する環境基準を達成することを目標とし、達成している場合はより良好な状態を維持します。

環境指標	目 標
健康項目（カドミウム、全シアン等 27 項目）	環境基準の達成
生活環境項目（pH、BOD（75%値 ^{※4} ）等 5 項目）	環境基準の達成
ダイオキシン類	環境基準の達成 （1年平均値が、公共用水域 1pg-TEQ/ℓ 以下、 底質 150pg-TEQ/g 以下）

※1 水質汚濁に係る環境基準（資料編に詳細記載）

※2 水質測定水域（子吉川上、中、下流、石沢川、芋川、衣川、西目川）

※3 水質測定結果（各年度秋田県環境白書）

※4 BODの環境基準適合状況を判定する際に用いられる年間統計値（1年間で得られた全ての日平均値を、測定値の低い方から高い方に並べ、低い方から数えて75%目に該当する値（BOD75%値））

- ② 地下水の水質汚濁に関する環境基準を達成することを目標とし、達成している場合はより良好な状態を維持します。

環境指標	目 標
地下水環境基準（カドミウム、全シアン等 28 項目）	環境基準の達成
ダイオキシン類	環境基準の達成 （年平均値が、地下水 1pg-TEQ/ℓ 以下）

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準（資料編に詳細記載）

※2 地下水水質測定地（久保田、西目町出戸、岩城亀田最上町）

※3 地下水測定結果（各年度秋田県環境白書）

- ③ 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に該当しないこと、また土壌中のダイオキシン類に係る環境基準（1,000pg-TEQ/g）の達成を継続します。

環境指標	目 標
人体の健康保護(カドミウム)と作物の生育被害防止(砒素、銅)	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に該当しないこと。
ダイオキシン類	環境基準の達成 (1,000pg-TEQ/g 以下)

※1 農用地土壌汚染対策地域の指定要件：農用地の土壌汚染防止等に関する法律施行令

※2 土壌測定地（上大野、三条、葛法、上野、烏川、砂子、内黒瀬、大野川原）

《施策の方向》

① 状況把握・監視

- ◆主要河川や地下水、土壌中に係る環境基準項目の測定調査を実施し、水・土壌環境の把握と監視を継続して行います。
- ◆ダイオキシン類による汚染状況を把握、確認するため、関係機関の報告に注視し、必要に応じて調査を実施します。

② 固定発生源対策

- ◆公共下水道及び農業集落排水施設の整備を促進し、生活排水対策の充実を図ります。
- ◆下水道等の未整備地域においては、合併処理浄化槽の普及を推進し、公共用水域の保全に努めます。
- ◆家庭における節水意識の高揚を図るため、必要に応じて広報周知、啓発活動を行います。

■ (3) 騒音・振動・悪臭

《現状と課題》

騒音や振動については、全般的に問題が少なく静かで良好な生活環境が保たれています。自動車騒音については、騒音に係る環境基準に基づき秋田県が実施している自動車騒音常時監視調査の結果、評価対象住居の全てにおいて環境基準を達成しており、工場、事業場、建設作業における騒音、振動については、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域内における届け出がされております。

また、一般家庭や飲食店等から発生する近隣騒音や悪臭は、生活様式の多様化に伴い相談や苦情も発生していますが、これらについては人によって感じ方が異なるため、個々の事由に対し適切な対応が必要となっております。

《目標》

騒音、振動、悪臭に関して生活に支障のないレベルを維持するとともに、苦情、相談件数を減らします。

環境指標	目 標	現状値
自動車騒音	環境基準の達成 (昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下)	
苦情・相談件数	騒音・振動・悪臭 計 5 件以内 (年間)	5 件/年

《施策の方向》

① 状況把握・監視

- ◆自動車騒音については関係機関との連携を図りながら、交通量の多い主要幹線を中心とした騒音調査を実施し状況把握に努めます。
- ◆道路側溝等から発生する悪臭の実態を把握し、必要に応じて堆積物の撤去等の対策を講じます。

② 発生源対策

- ◆工場や事業場に対する騒音、振動、悪臭の規制基準の遵守指導や、発生防止に関する啓発を実施します。
- ◆道路工事や建設作業に関しては、周辺生活環境に配慮した適切な騒音、振動防止対策を講じるよう促します。
- ◆住宅地等における騒音、悪臭を防止するため一人ひとりが周辺に配慮し対策を講じるよう促します。

■ (4) 快適空間

《現状と課題》

本市には、本荘公園や新山公園など数多くの公園緑地があり、それぞれの自然・歴史環境を活かした憩いの場となっています。これらについては市民が自然とふれあえるやすらぎ空間として、また、地域の特性を活かした身近な公園としての整備を図り、地域における交流空間の創設に努める必要があります。

子吉川や芋川の河川緑地を中心に自然環境の保全を図り自然環境学習の場、自然とのふれあいの場として整備するとともに、事業所や家庭での植樹など、公園以外の緑地確保を進めていく必要があります。

また、本市は海岸部と山間部の積雪量に差があり、気象庁気象統計情報の最深積雪によると、海岸部で49cm、山間部では149cmとなっています。快適な生活環境の確保のためには冬季の積雪対策が必須であり、市民と一体になった総合的な除排雪に取り組む必要があります。

《目標》

公園緑地について、誰もが使いやすくより魅力のある空間整備に努め、利用者の増加を目指します。

《施策の方向》

① 憩いの空間の保全と創出

- ◆公園については、自然環境、地域特性を活かした特色ある環境整備に努め、交流空間の創設に努めます。
- ◆都市施設については、ユニバーサルデザインにより誰もが使いやすく、周辺環境や自然景観に配慮して整備します。
- ◆河川緑地については、自然環境の保全を図りながら、自然学習の場、自然とのふれあいの場として整備を図ります。

② 降積雪対策

- ◆本市各地域の気象や地形実情を考慮し、緊急時にも柔軟に対応できる除雪体制の確立により交通確保に努めます。
- ◆地域住民、道路利用者への情報提供の充実等により、除排雪に対する理解と協力を得ながら、必要に応じて市民と一体となった総合的除雪体制を目指し、効率的な除排雪の実施に努めます。



第2節 自然環境との共生 ～自然と人との共存～

■ (1) 自然保護

《現状と課題》

本市は、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されており、山、川、海の美しい自然に囲まれています。

秋田県利用区別土地利用状況によると、本市における森林面積の割合は74.6%で、その森林の約半分が人工林であり、森林が有する二酸化炭素の吸収源としての役割や生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養などの多面的機能の高度発揮と健全な森林の保全のため計画的な間伐等の森林整備が行われています。農地面積は10.6%であり、食糧の安定生産、安定供給の基本的な資源であるとともに保水機能としての役割も併せ持ち、また、自然環境と調和した景観は文化的資源にもなっています。

高標高地の森林や鳥海国定公園内の高原に広がる桑ノ木台湿原等は日常生活圏から離れて位置することや気象条件が厳しいことから自然性の高い生態系が維持されていますが、近年の登山ブームによる立ち入りや盗掘等の被害の影響が懸念されています。

優れた自然は将来へ引き継がなければならない大切な資産であり、市民共有の財産であるため、この自然環境の重要性を認識し良好な状態を保つことが重要です。

《目標》

本市における再造林率を向上させます。

環境指標	目 標
再造林率	50.0%

※資料 秋田県林業統計

《施策の方向》

① 森林の保全と利活用

◆森林の有する多面的機能の高度発揮のため、有効な森林の構成を維持します。

◆市民に憩いと学びの場を提供できるよう、身近な自然や、自然とのふれあいの場を適切に管理します。

◆史跡・名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致の整備を推進します。

② 農用地の保全と利活用

◆関係機関との連携を図り、耕作放棄地の把握と解消に向け、啓発活動を行います。

◆支援制度の利用や農地保全対策事業により、農用地の環境保全に努めます。

■ (2) 動植物環境

《現状と課題》

本市には山間地帯から河川地帯、そして海岸地帯へ至るまで変化に富んだ地形とさまざまな自然環境のもとに多種多様な動植物が生息、生育しています。

現在、海岸部では暖地性の常緑広葉樹のタブノキ林等が小面積で残存しているほか、鳥海山では天然記念物及び国内希少野生動植物に指定されているイヌワシの繁殖が確認されています。また、鳥海高原から鳥海山5合目の祓川にかけてはモリアオガエルも生息しているほか、本市全域にわたって国の特別天然記念物であるニホンカモシカの生息も見られています。

各生態系は、基本的な構成要素である野生生物の多様性によって平衡が維持されているため、生物多様性の保全を図ることは、自然環境を安定的に維持保全することと同義であると考えられます。

しかしながら、豊かな自然が残されている本市においても、社会、経済活動や生活環境の変化による野生動植物への影響が考えられるため、生物多様性の保全施策の充実とその重要性の普及啓発に努める必要があります。

《目標》

動植物の生態系を守るため、生息、生育場所等の自然環境を安定的に維持保全します。

環境指標	目 標
自然環境保全地域の指定	現状の保全による指定の維持 (南由利原、丁岳、親川、加田喜沼、笹森山の5箇所)
自然公園の指定	現状の保全による指定の維持 (鳥海国定公園の1箇所)
鳥獣保護区の指定	現状の保全による指定の維持 (石脇、祓川、小菅野等21箇所)

※資料 秋田県自然環境保全地域の指定、秋田県鳥獣保護区等位置図

《施策の方向》

① 生態系と生息地の保全

- ◆各種活動の計画や実施の各段階において、生物多様性の保全に対する配慮を行います。
- ◆生物多様性保全のためには、直接的な対象地のみでの保全だけでなく、対象地域の保全に影響を及ぼす様々な活動が適切に行われるよう調整を図ります。
- ◆地域全体が自然環境を保全する意識づくりの普及啓発を図ります。

② 野生動植物の保護管理

- ◆関係機関との連携を図り、本市に分布する野生動植物の実態把握と保護に努めます。
- ◆種の多様性確保の立場から、外来生物の野生化を防止するため、市民や事業者に対し適切な飼養、管理の啓発を行います。

■ (3) 自然景観、歴史的・文化的環境

《現状と課題》

本市は藩政期には本荘藩、亀田藩、矢島藩等の城下町として栄え、これらの地域には、永泉寺や本荘公園、龍門寺、龍源寺や土田家住宅などの、歴史にちなんだ文化遺産が数多く所在し、また、地域に根ざした芸術文化活動が行われています。しかし、社会の変化に伴い、本市の風土と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産の継承や多種多様なニーズによる芸術文化活動など、人々の関わり方も大きく変化しつつあります。

また、市の花である桜を自然資源とした「さくら満開のまちづくり」を目指し、従来から本市に多数ある桜の名所を活かしながら新たに植栽を行っています。現在、由利本荘市さくらマップ『さくら 100 景』に掲載されている約 1 万 5 千本の桜は、公園や河川敷等の自然と調和し、訪れる人に潤いと安らぎを与える景観を形成しています。

これらは次世代へ引き継ぐべき市民共有の財産であり、歴史的、文化的遺産や自然と調和した景観の保全と活用を図り、郷土づくりを進める必要があります。

《目標》

- ① 芸術文化の振興と文化財保護を推進します。
- ② 「さくら満開のまちづくりグランドデザイン」に基づき良好な自然景観を計画的に保全します。

《施策の方向》

① 芸術文化の振興と文化財保護

- ◆芸術文化活動の情報提供を行うとともに、地域の芸術家等の人材発掘とそれを活かした体験活動や公演等の機会を創出します。
- ◆芸術文化団体等の自立を促進し、事業の活動を支援します。
- ◆文化遺産の調査・研究成果を情報提供するとともに、貴重な文化財を将来にわたり遺すため指定・登録を進め、その保存・活用に努めます。
- ◆民俗文化財や伝統行事、祭礼の調査を進め、伝統文化の保存と継承に努めるとともに、その保存団体を支援します。

② 自然景観の保全と整備

- ◆既存の桜や新たに植栽する桜の情報発信と情報共有の環境整備を図ります。
- ◆植栽や維持管理方法の研修会実施等により、桜の生育・管理団体の育成、強化を推進します。
- ◆鳥海山や海岸線等の景観を損なわないよう、新たな建造物の建設に配慮します。

第3節 脱炭素と資源循環 ～地球環境保全と資源循環型社会の構築～

■ (1) 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策

《現状と課題》

わたしたちの快適な生活や活発な事業活動は安定して供給されるエネルギーによって支えられてきましたが、これまでのエネルギー源は石油などの化石燃料への依存度が高く、限りあるエネルギー資源の枯渇や地球温暖化の最大の要因である温室効果ガスの増加など、地球規模で喫緊の課題となっています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響は、自立、分散型で災害に強く環境負荷の少ない安定した供給が可能なエネルギーの重要性を認識させられることとなりました。

このようなことから、今後のエネルギー利用については定常的に資源が補充され枯渇することのない再生可能エネルギー導入の促進や、家庭や事業所などでの積極的な省エネルギー対策に努めることなどが必要です。

《目標》

地球温暖化防止のための普及啓発を図るとともに、太陽光や風力などの再生可能エネルギー発電設備による創エネルギー量の増加を目指します。

環境指標	目 標	現状値
再生可能エネルギー 発電設備による創エ ネルギー量	太陽光発電設備の普及 (定格出力合計 31,680 kw 以上)	31,680 kw
	風力発電設備の普及 (定格出力合計 166,366 kw 以上)	166,366 kw
	水力発電設備の普及 (定格出力合計 47,352 kw 以上)	47,352 kw

※太陽光発電設備においては、住宅設備の把握は困難なことから含まない。

※水力発電設備においては、小水力発電（1,000kw 以下）を含む。

《施策の方向》

① 再生可能エネルギーの導入促進

- ◆自家消費型太陽光発電設備の普及拡大を目指します。
- ◆公共施設や公有地への再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ◆再生可能エネルギーの導入に関する情報収集や調査を実施し、地域における導入可能性を検討します。

② 省エネルギー対策

- ◆地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE」の取り組みを通じて、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの促進が図られるように努めます。
- ◆家庭や事業所における省エネルギー意識の向上のため、方法や工夫について周知、啓発に努めます。
- ◆公共施設の整備や公用車の更新にあたっては、省エネルギー設備や次世代自動車の導入に努めます。

■ (2) 廃棄物対策

《現状と課題》

平成 17 年 3 月に 1 市 7 町の合併により誕生した本市は、これまでごみの分別、排出基準の統一化を図りながらごみの減量と適正処理に取り組んできました。合併以前、ごみの排出量については増加傾向にありましたが、平成 19 年 10 月に施行した家庭系ごみの有料化制度導入を契機に年々減少し、平成 18 年度の可燃・不燃ごみの総排出量に比べ、平成 23 年度では 17.0%、平成 30 年度では 24.4%、令和 2 年度では 27.9%の減量となっております。

しかしながら、資源ごみの排出量も比例して減少していることから推察すると、人口減少や社会経済情勢の衰退など他の要因の影響も関係していると思われます。そのため、これまで以上に市民、事業者、行政の三者が協働してごみの減量化に努めるとともに、さらに、近年課題となっている食品ロス、プラスチックの使用削減や資源循環を含む廃棄物の効率的な処理と環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進する必要があります。

また、不法投棄防止として、本市では環境監視パトロールを実施しており、防止啓発物や監視カメラの設置等により対策を講じておりますが、山林や谷地など人目につかない場所での不法投棄は未だ後を絶たない状況です。このことについて、警察署との連携強化による原因者究明や、ごみの適正排出の普及啓発などにより未然防止を図る必要があります。

《目標》

- ① ごみの排出量を抑制・削減します。

環境指標	目 標		現状値
1 人 1 日当たりのごみの排出量	家庭系ごみ	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における令和 9 年度の推計値以下 (620.0 g / 人・日)	727.0 g / 人・日 (令和 2 年度)
	事業系ごみ	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における令和 9 年度の推計値以下 (240.8 g / 人・日)	236.0 g / 人・日 (令和 2 年度)
最終処分量	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における令和 9 年度の推計値以下 (2,954 t / 年)		3,878 t / 年 (令和 2 年度)

※資料 由利本荘市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

- ② 不法投棄物の発生量を抑制・削減します。

環境指標	目 標	現状値
不法投棄発生量	発生量を現状以下に抑制 (1,790 kg 以下/年)	1,790 kg/年

《施策の方向》

① 廃棄物の発生抑制

- ◆家庭に向けては、ごみの分別と排出方法の見直しにより、資源化の促進を図ります。
- ◆事業者に向けては、多量排出事業者を対象に、減量、処理に関する計画策定の指導を行います。
- ◆食品ロス削減に関する普及啓発や事業者等と連携した取り組みを推進し、食品ロスの削減に努めます。
- ◆海洋プラスチック問題に関する情報を収集し、ホームページや広報紙、環境講座等による周知に努めます。
- ◆容器包装プラスチックごみについては、分別収集の開始に向け、分別基準の策定や市民への周知に努めます。

② 廃棄物の適正処理

- ◆一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、廃棄物を計画的かつ適正に処理します。
- ◆環境監視員によるパトロールの強化、立て看板の設置、広報紙等による注意喚起を行い不法投棄の防止に努めます。
- ◆不法投棄の撲滅に向け、警察署などの関係機関と対策会議を開催し連携を図ります。

■ (3) 資源リサイクル

《現状と課題》

ごみの減量や再資源化については、資源有効利用促進法（平成 12 年）、容器包装リサイクル法（平成 12 年）などの施行により、3 R（reduce：排出抑制、reuse：再使用、recycle：再生利用）を基調とした取り組みが推進されています。

本市においては、家庭から排出されるごみの総量における資源ごみの割合（資源化率）が、平成 22 年度では 11.8%、令和 2 年度では 9.3%と、資源化率の全国平均約 20%と比較して低い割合となっており、再資源化の向上を図る上では、分別の徹底が急務となっています。

ごみの再資源化促進は、限りある資源の有効利用にとって欠かせない取り組みであり、これまでのリニアエコノミー（大量生産→大量消費→大量廃棄）から 3 R 活動の取り組みに加えたサーキュラーエコノミー（モノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計され、新たな資源の投入量や消費量を抑えるしくみ）による循環型社会づくりの新たな考え方により環境負荷なども考慮した総合的観点からとらえ直し、社会全体で対応する必要があります。

《目標》

資源物の再生利用量を一定割合以上に維持します。

環境指標	目 標	現状値
ごみの再生利用率	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における令和 9 年度推計値以上に維持（13.2%）	9.3% (令和 2 年度)

※資料 由利本荘市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

《施策の方向》

① 資源の回収と再資源化

- ◆常設リサイクル回収拠点の設置や集団回収システムの構築など、資源ごみの回収量増加に努めます。
- ◆資源回収業者や資源再生業者ルートの調査を行うとともに連携を強化し、住民、事業者への情報提供の拡大を図ります。
- ◆新ごみ処理施設整備基本計画に基づき、新エネルギー回収施設と新リサイクル施設を整備するとともに、ごみ処理フローを見直します。

② 資源の再使用と再生利用

- ◆一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、資源物の再使用、再生利用に向けた取り組みを計画的に推進します。
- ◆家庭から排出される資源ごみの分別を徹底します。
- ◆市民や事業者に対し、グリーン購入の拡大に向けた普及啓発を行います。
- ◆バイオマスを資源として認識し、利活用するための周知、広報に努めます。

■（４）環境教育・環境学習

《現状と課題》

これまで本市では、広報紙やホームページ、CATV などを通じて、または、学校や各自治会などへ訪問し、ごみの減量化や地球温暖化防止などに関する情報提供や啓発、学習会などを実施してきました。また、各小・中学校では環境の保全などについて理解を深めるため、こどもエコクラブへの参加やクリーンアップの実施など体験型の活動をしているほか、総合学習や社会、理科の学習でも環境について学んでいます。

今日の環境問題は、私たち一人ひとりのライフスタイルに起因するものが多いため、個人や事業者の環境意識の向上や環境配慮行動の実践なくしては解決することが困難です。

今後は、恵み豊かな環境に対し高い関心を持ち、自ら率先して環境に配慮した行動を起こすことができるように理解を深めていくことが必要とされています。

《目標》

環境情報の提供や環境学習講座の開催、クリーンアップ活動などを通し、環境意識の向上を目指します。

環境指標	目 標
情報提供回数	広報誌やホームページなどでの提供 (10 回以上/年)
環境学習等開催回数	環境学習講座やクリーンアップなどの開催 (10 回以上/年)

《施策の方向》

① 環境情報の提供

- ◆ 広報紙や CATV などを用いて本市の環境に関する現状報告と将来に向けた啓発を行い、環境意識の向上を目指します。
- ◆ 市民が取り組んだ環境活動や事業者の先進的な取り組みについて情報発信を行うことにより、環境活動の普及拡大を目指します。
- ◆ 優良な環境活動については国や県の表彰制度へ推薦し、地域の取り組みを他地域へ発信します。

② 環境教育と学習

- ◆ 宅配講座による環境講座を積極的に開催し、市民や事業者に環境学習の機会を提供します。
- ◆ 県や環境団体による専門的な研修会等の開催により、地域における環境指導者の育成を図ります。
- ◆ 教育機関と連携し、環境をテーマとした教材づくりやこどもエコクラブの登録数の増加を目指します。

第4章 計画推進のための 取り組み

第1節 日常生活における環境配慮指針

第2節 事業活動における環境配慮指針

第3節 計画の進行

第1節 日常生活における環境配慮指針

～市民に期待する役割と取り組み～

■ (1) 市民の役割

日常生活に伴う資源やエネルギーの消費、ごみの排出などによる環境への負荷をできるだけ低減するよう努めるとともに、市が実施する環境保全施策に積極的に協力しながら、自らの行動が環境に与える影響を理解し、率先して環境の保全に努める行動を実践することが期待されます。

■ (2) 具体的行動例

① 家庭での省資源、省エネルギーの心がけ

- ◆エアコンの冷房設定温度は28℃、暖房設定温度は20℃を心がけましょう。
- ◆冷蔵庫の設定温度は「強」から「中」に切り替え、扉を開ける時間と回数を減らし、食品などの無理な詰め込みは控えましょう。
- ◆日中は照明を消して、夜間も照明を減らしましょう。
- ◆テレビは省エネモードに設定し画面の輝度を下げ、必要な時以外は主電源を消すように努めましょう。
- ◆炊飯器や電気ポットは、朝夕の頻繁に使う時間以外は保温機能を使用せず、コンセントを抜くように努めましょう。
- ◆浴室、洗面室でのシャワー利用や庭木への水やりの際は必要量に留め、長時間の放水は控えましょう。
- ◆トイレや洗濯機の使用水量を調整し、節水を心がけましょう。
- ◆風呂の残り湯などは洗濯水などへの有効利用に努めましょう。
- ◆屋外での水利用は、雨水などを有効に活用するように努めましょう。

② 住宅の新築、増改築時等の環境配慮

- ◆高断熱化や長寿命化などカーボンニュートラル実現に貢献できる、環境に配慮した住宅設計に努めましょう。
- ◆太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置など、自然エネルギーを利用した設備導入に努めましょう。
- ◆照明機器は、省電力型照明への切り替えに努めましょう。

- ◆周辺の自然環境や街の景観などを損なわないように配慮しましょう。
- ◆屋根の勾配による隣家への日照妨害や落雪の危険性を考慮しましょう。
- ◆家の周辺は庭木や緑のカーテンなど植物の生育に努めるとともに、隣家や通行人の迷惑にならないように適切に管理しましょう。
- ◆下水道などが整備されている場合は接続し、未整備の場合は合併処理浄化槽の設置に努めましょう。

③ 商品購入時の環境配慮

- ◆買い物をするときはマイバッグなどを持参し、レジ袋を利用しないように心がけましょう。
- ◆いま必要なものを必要な分量だけ購入し、余分な買い物は控えましょう。
- ◆生活用品は、生産、流通の過程で生じる環境負荷を考慮し、できるだけエコマーク商品やグリーン製品などを優先して購入しましょう。
- ◆家電製品購入の際は省エネラベルを確認し、環境性能の高い製品を選びましょう。
- ◆食料品はフードマイレージなどを考慮しながら、地元産を購入し地産地消を心がけましょう。
- ◆使い捨て商品の購入は避け、繰り返し長く使用できる商品を選びましょう。

④ ごみの分別や3R（reduce：排出抑制、reuse：再使用、recycle：再生利用）の徹底

- ◆ごみの排出の際、紙やビンなどは資源として再利用できることをしっかり認識し、分別を徹底しましょう。
- ◆ごみの正しい出し方、分け方のパンフレットを確認し、収集日、時間、記名などの排出ルールを守りましょう。
- ◆料理の材料はできるだけ使い切り、水切りグッズを使用するなど、生ごみの減量と食品ロスの削減に努めましょう。
- ◆てんぷら油の使用は適量を心がけ、排出する際は市や近くの店頭での回収を利用しましょう。
- ◆スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックの使用を控えましょう。
- ◆レンタル品の利用や長寿命製品の購入など、ごみになるものを増やさないよう心がけましょう。
- ◆何度でも繰り返し使うことを心がけ、不要になったものはフリーマーケットやリサイクルショップなどを活用しましょう。

- ◆空き缶やビン、ペットボトルはきれいにすすいで、ラベルやキャップを取り除いて排出しましょう。
- ◆容器トレイや牛乳パックは店頭回収を利用しましょう。

⑤ 生活環境への配慮

- ◆自動車やバイクの不要な空ぶかしやアイドリングをやめ、迷惑音を出さないようにしましょう。
- ◆楽器やカラオケを使用するときは、防音対策や使用時間帯に十分注意しましょう。
- ◆ごみは庭先などで焼却してはならないことを守りましょう。
- ◆強い臭気の除草剤などの使用は控えましょう。
- ◆ペットを飼うときは近隣の迷惑にならないよう適正に管理し、散歩にあたってはしっかりとリードを持ち、糞尿の処理をきちんとしましょう。
- ◆野良猫への無責任な給餌はしないようにし、飼い猫への給餌は屋内の餌場で行いましょう。
- ◆庭木や生け垣が道路交通の妨げになったり隣家敷地へ入ったりしないよう、手入れや管理をしっかりとしましょう。
- ◆除雪の際、歩道や近隣敷地への排雪はやめましょう。

⑥ 環境負荷の少ない交通

- ◆自動車を運転するときは、急発進、急加速をやめ、エコドライブに努めましょう。
- ◆通勤、通学などは、自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- ◆自動車を購入するときは、低燃費で低公害の環境負荷の少ない自動車を選びましょう。

⑦ 自然や歴史、文化とのふれあい

- ◆鳥海山や子吉川などの地域の自然とふれあう機会を増やし、その豊かな恵みを感じましょう。
- ◆自然の持つ浄化機能や循環機能などの公益性を認識し、自然保護の重要性に関心を持ちましょう。
- ◆植樹イベントや自然観察会に参加し、地域の自然再生に協力しましょう。
- ◆自然性の高い場所では野生生物の踏みつけに気を付け、盗掘やむやみな採取はやめましょう。

- ◆ごみはきちんと持ち帰り、自然に影響を及ぼさないようにしましょう。
- ◆生態系を守るため、本来地域に生息しない外来生物等の放棄はせず、責任をもって管理しましょう。
- ◆地域の歴史的、文化的遺産などにできるだけ親しみ、地域の成り立ちや文化資源に関心を持ちましょう。
- ◆地域に伝わる伝統や風習、祭りや郷土芸能に参加し、貴重な文化を引き継ぎましょう。

⑧ 環境保全活動への積極的参加

- ◆地域で行われているクリーンアップなどの環境保全活動に参加しましょう。
- ◆自宅周辺の道路や側溝などの美化に努めましょう。
- ◆行政や環境団体などが実施しているイベントに足を運び、環境に関する理解を深めましょう。
- ◆自治会や市民グループなどで市の宅配講座などを利用し、環境学習の機会をつくりましょう。
- ◆マスコミや行政が発信する環境情報を確認し、地域の環境状態を把握するように努めましょう。
- ◆家族全員で環境家計簿の記録などに取り組み、環境保全を生活の一部として考えましょう。
- ◆自分自身のライフスタイルを見つめ直し、環境に与える影響を考えるとともに、環境保全のために「いま、私にできること」を実践しましょう。

第2節 事業活動における環境配慮指針

～事業者には期待される役割と取り組み～

■ (1) 事業者の役割

事業者は、自らが地域の一員として有している環境保全に対する社会的責任を自覚し、事業活動に伴う環境負荷を自主的に軽減することが求められています。

そのため、製造から廃棄までのサイクルにおいて、各段階で環境に配慮した事業活動を展開するとともに、国際規格の認証取得や市民に向けた自社の環境情報の提供など率先して環境保全の取り組みを推進することが期待されます。

■ (2) 具体的行動例

① 事業活動での省資源、省エネルギーの心がけ

- ◆クールビズ・ウォームビズを推進し、エアコンの冷房設定温度は28℃、暖房設定温度は20℃を目安として、使用時間を適正に管理しましょう。
- ◆不要な照明は消し、電化製品やOA機器の電源はこまめに切るように心がけましょう。
- ◆朝の始業開始前や昼休み、時間外労働時には必要最低限の点灯とし、部分的な消灯をしましょう。
- ◆パソコンは省エネモードに設定し長時間使用しないときは主電源を切るようにするとともに、退社時はコンセントを抜くよう心がけましょう。
- ◆電気ポットは朝夕の頻繁に使う時間以外は保温機能を使用せず、コンセントを抜くように努めましょう。
- ◆エレベータの利用を控え、階段を使うよう心がけましょう。
- ◆節水コマや節水ヘッドなどを利用して水道使用量を削減し、節水を心がけましょう。
- ◆屋外での水利用は、雨水タンクの活用など有効利用に努めましょう。
- ◆定期的に事業所のエネルギー使用量を把握し、効率的な使用に努めましょう。

② 事業所の新設や増改築時等の環境配慮

- ◆建築物エネルギー消費性能基準を上回る省エネルギー性能を確保した建築設計に努めましょう。
- ◆太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置など、自然エネルギーを利用した設備導入に努めましょう。
- ◆照明機器は、省電力型照明への切り替えに努めましょう。
- ◆省エネ診断やE S C O事業を活用し、事業所の省エネルギー化に努めましょう。
- ◆周辺の自然環境や街の景観などを損なわないように配慮しましょう。
- ◆屋根の勾配による隣接建物への日照妨害や落雪の危険性を考慮しましょう。
- ◆事業所の屋上緑化や緑のカーテンなどの壁面緑化に努めるとともに、隣接建物や通行人の迷惑にならないように正しく管理しましょう。
- ◆下水道などが整備されている場合は接続し、未整備の場合は合併処理浄化槽の設置に努めましょう。

③ 商品購入時の環境配慮

- ◆事務用品は、生産、流通の過程で生じる環境負荷を考慮し、エコマーク商品やグリーン製品などを優先して購入しましょう。
- ◆OA機器購入の際はエネルギー効率を考慮し、環境性能の高い製品を選びましょう。
- ◆割り箸や紙コップなどの使い捨て製品の購入は控え、使用しないようにしましょう。
- ◆不要な包装や袋は断るようしましょう。
- ◆カーボンニュートラルの実現に貢献する電力・ガスなどの購入に努めましょう。

④ 商品・サービスの生産、販売時の環境配慮

- ◆商品の生産、販売、使用などの各段階における環境負荷を明らかにし、すべての過程で環境への配慮を考えましょう。
- ◆環境負荷の少ない商品の開発や設計に努めましょう。
- ◆代替商品や新商品の環境負荷を既存の商品と比較し、より環境負荷の少ない商品やサービスへ切り替えましょう。
- ◆商品は使用後にリサイクルしやすいように配慮して生産しましょう。
- ◆過度な梱包や包装はやめ、商品から出るごみを増やさないようにしましょう。
- ◆化学物質の排出や騒音、振動の発生を抑えて、周辺環境に配慮するよう努めましょう。
- ◆脱炭素に貢献する製品・サービスの提供を検討しましょう。
- ◆使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めましょう。

⑤ ごみの分別や3R（reduce：排出抑制、reuse：再使用、recycle：再生利用）の徹底

- ◆ごみの種類ごとに回収箱を準備し、資源の分別を徹底しましょう。
- ◆事業所内では電子メールなどを活用し、また、会議などでは電子資料を利用し、ペーパーレス化を推進しましょう。
- ◆両面印刷や両面コピーを心がけ、ミスプリントなどの裏面利用に努めましょう。
- ◆ボールペンや粘着剤などの事務用品は詰め替え用にし、繰り返し使用するよう努めましょう。
- ◆封筒やファイルなどを再利用しましょう。
- ◆事業活動に伴って排出されるごみを、法に基づき責任をもって適正に処分しましょう。

⑥ 輸送や営業活動時の環境配慮交通

- ◆原料資源や商品の輸送はモーダルシフトや共同輸送などで、より環境負荷の少ない方法を選ぶように努めましょう。
- ◆営業活動などで近隣へ移動する際は自動車の利用を控え、自転車や徒歩で移動しましょう。
- ◆自動車を運転するときは、急発進や急加速をやめ、エコドライブに努めましょう。
- ◆タイヤの空気圧などの点検、整備をこまめに行い、低燃費の運転を心がけましょう。
- ◆社内においてノーマイカーデーの実践を推進しましょう。
- ◆自動車を購入するときは、低燃費で低公害の環境負荷の少ない自動車を選びましょう。

⑦ 環境保全活動への積極的参加

- ◆地域で行われているクリーンアップなどの環境保全活動に参加しましょう。
- ◆行政や環境団体などが実施しているイベントに足を運び、環境に関する理解を深めましょう。
- ◆マスコミや行政が発信する環境情報を確認し、地域の環境状態を把握するように努めましょう。
- ◆自ら植樹会などの緑化活動を企画し、地域の自然の保全に努めましょう。
- ◆できるだけ緑化基金などの環境保全基金に協力しましょう。
- ◆郷土芸能の保全と継承に協力するとともに、地域の祭りなどに参加し地域振興への貢献に努めましょう。

⑧ 環境経営の促進

- ◆ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得に努め、取得後も環境に配慮した取り組みの継続を心掛けましょう。
- ◆事業所内で環境配慮行動指針やマニュアルを作成し実践するとともに、広く外部への公表に努めましょう。
- ◆環境部門の専任部署や専任者を配置し、社内における環境教育の実施に努めましょう。
- ◆事業の計画段階で環境への影響を考慮するとともに、実施後の状態把握に努め、必要に応じた対策を講じましょう。
- ◆事業活動による環境報告書の作成や、自社のホームページなどを利用し、環境活動事例の情報を公開しましょう。

第3節 計画の進行

～計画の推進体制や進捗管理～

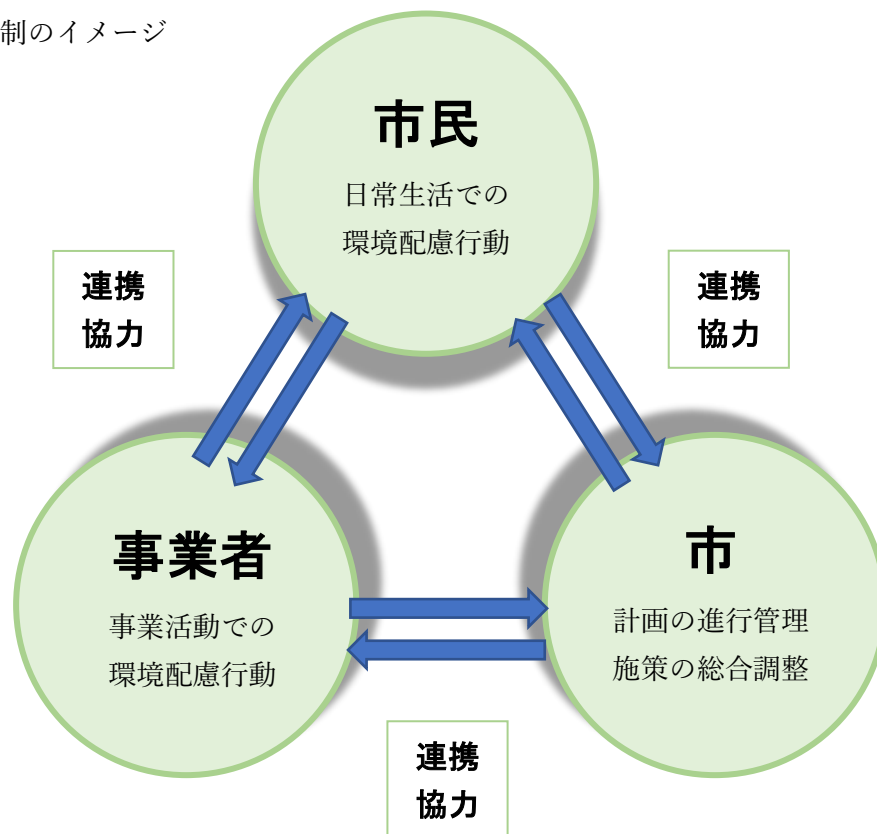
■ (1) 計画の推進体制

本計画を着実に実行するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の係わり合いを認識できる推進体制の整備が必要です。

本市では、本計画の推進にあたり関係部局間の連携と調整を図るとともに、管理、見直しをするため「由利本荘市環境調整会議」において環境保全に必要な施策の総合調整を行うこととしております。

また、環境の保全に関する基本的事項や重要事項を調査審議するための市長の諮問機関である「由利本荘市環境審議会」による計画の策定や改定、推進に関する意見及び提言を受け、環境施策への反映に努めるほか、市民、事業者の取り組みを促進するため、環境情報の提供や交流の場の創出による三者の係わり合いの「見える化」に努めるとともに、グローバル化した環境問題の解決に向け、国、県、近隣市町村との広域的な連携による環境保全への取り組みを推進します。

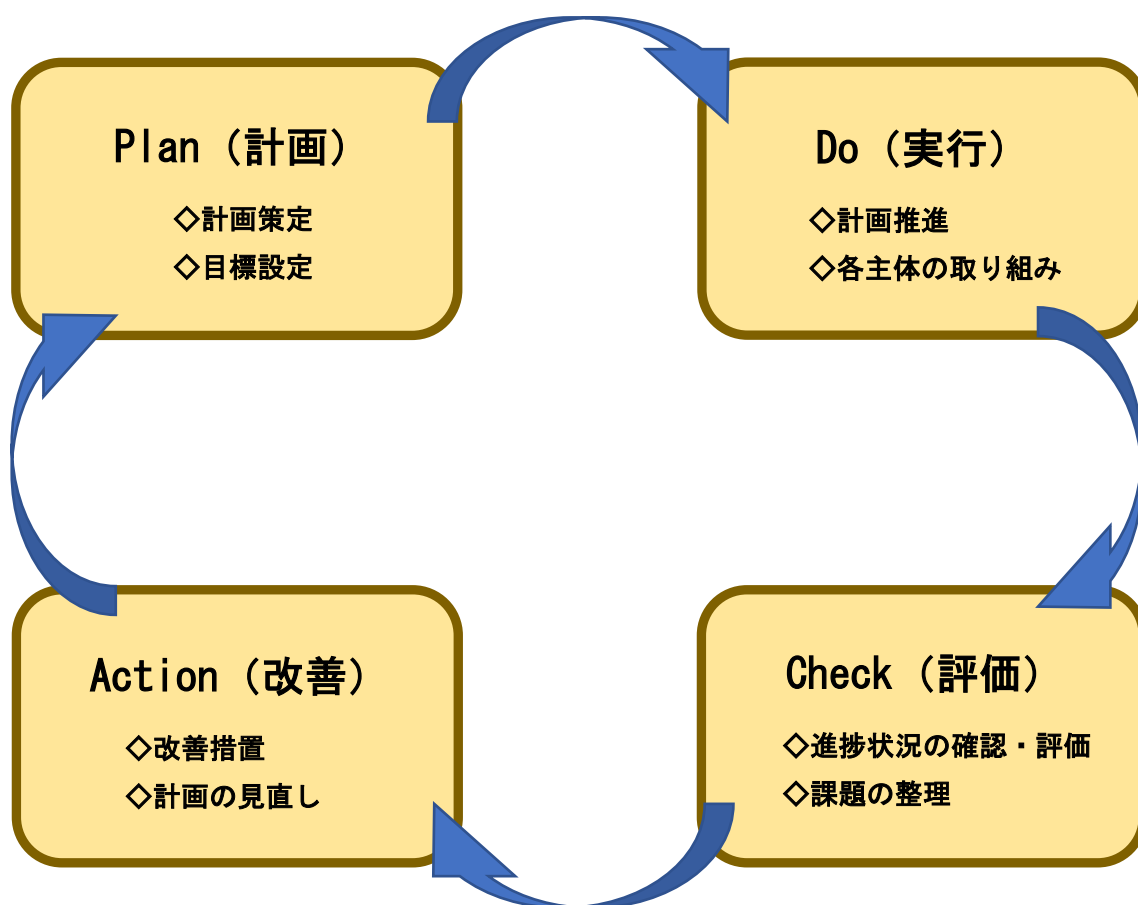
▼推進体制のイメージ



■ (2) 計画の進捗管理

本計画の目標や環境施策の達成状況などについては、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action の循環）に基づく進捗管理を行い、計画の継続的改善を図ります。

▼進捗管理のイメージ



資料編

- 1 由利本荘市ゼロカーボンシティ宣言
- 2 用語解説
- 3 環境基準等一覧
- 4 由利本荘市環境基本条例
- 5 計画策定体制

1 由利本荘市ゼロカーボンシティ宣言

由利本荘市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因と見られる異常気象が世界各地で確認され、国内でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が観測されています。

私たちが住む由利本荘市においても、局地的な豪雨や豪雪などの自然災害が発生しており、地球温暖化問題は、市民一人ひとりにとって、解決しなければならない、とても重大な問題です。

国際社会においては、2015年のパリ協定及び2021年のグラスゴー気候合意において、「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑える努力を追求する」ことなどが示され、我が国でも、2020年10月に政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

由利本荘市は、面積の約75%を占める豊かな山林により二酸化炭素の吸収に貢献しているほか、国内有数の風力発電の適地として、全国トップクラスの発電出力を有し、2030年には本市沖において国内最大級の洋上風力発電の稼働が予定されるなど、温室効果ガス削減に貢献しています。

しかしながら、世界を見渡すと依然として異常気象が続いており、私たち一人ひとりが、この問題を自分のこととして考え、豊かな生命を育む地球を次の世代に継承することは、今を生きる私たちの責務です。一人ひとりの取り組みは小さくても、行動を変えることで、地域が、秋田が、そして地球の未来が変わります。

私たちは、国際社会の一員として脱炭素に向けた責任と役割を果たしつつ、将来世代に緑豊かな自然を有したふるさとを引き継ぎ、持続可能な社会へシフトするため、市民、事業者、各種団体、行政が連携・協議し、2050年までに二酸化炭素を実質排出ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを、ここに宣言します。

令和5年2月8日

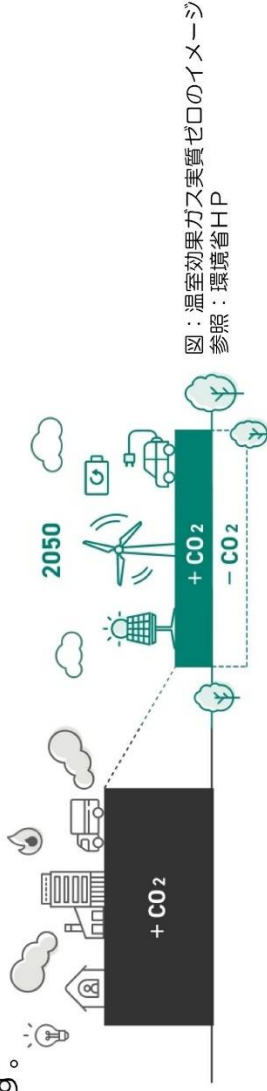
由利本荘市長

湊 貴信

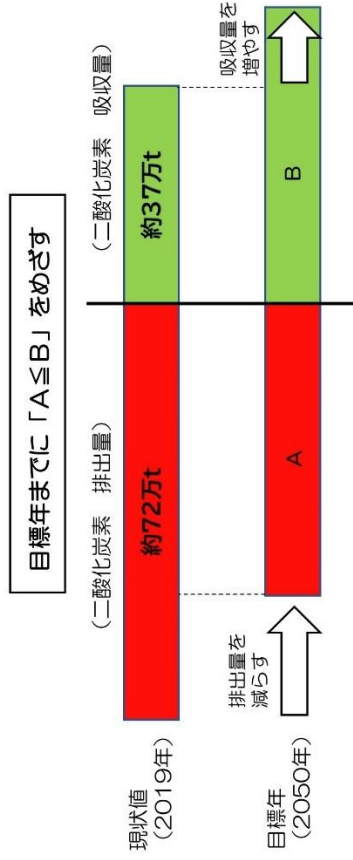
由利本荘市ゼロカーボンシティについて

1. 「ゼロカーボンシティ」とは

環境省では、2050年にCO2（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」としています。実質ゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにすることを意味しています。



2. 「由利本荘市ゼロカーボンシティ」へのイメージ



【排出量を減らす例】

- 高効率（省エネ）設備の導入（LED照明への切替えなど）
- 再生可能エネルギーの使用
- EV・PHV等、次世代自動車の普及
- 住宅・建築物のZEH・ZEB化（エネルギー消費実質ゼロ）
- ごみの減量・食品ロス削減

【吸収量を増やす例】

- 森林の保全・整備（間伐、皆伐・再造林など）
- 森林管理体制の強化
- 担い手の育成
- 地域産材の利用促進

※排出量は「自治体排出量カルテ」より
吸収量は地方公共団体実行計画（区域施策編）マニュアルに基づき算定

2 用語解説

ア

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が制定した環境マネジメントシステムに関する一連の国際規格のうち、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格でISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。この規格によりシステムを構築した組織は、その適合性について外部機関の審査により認証を取得することができる。

アイドリング

自動車などのエンジンに負荷をかけず低速で空転させること。停車中にエンジンをかけたままにすることや暖機運転など。

イ

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定義される産業廃棄物以外の廃棄物のこと、家庭での日常生活を営む上で排出される「家庭系一般廃棄物」と、オフィスや店舗などの事業活動から排出される「事業系一般廃棄物」がある。

エ

エコアクション21

環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムのひとつ。ISO14001と比較して、認証費用の経費負担が少なく、認証手続きが比較的容易なものとなっている。

エコクッキング

食べ物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さない、ごみを減らすなど、環境に配慮しながら調理すること。

エコドライブ

自動車などを利用する際に、省エネルギーや大気汚染物質の排出削減など環境に配慮した運転をすること。実施内容にはふんわりアクセルや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧チェックなどがある。

エコマーク

様々な商品（製品及びサービス）の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマークのこと。（財）日本環境協会による審査を経て認定された商品のことをエコマーク商品という。

ESCO（エスコ）事業

省エネルギーに関する包括的なサービスを提案・提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証するもので、顧客の利益と地球環境の保全に貢献する事業。ESCO事業者は、顧客の省エネルギー効果（メリット）の一部を報酬として受け取る。

エネルギー効率

投入される燃料がエネルギーとして利用可能な比率のこと。実際には、燃料をエネルギーへ変換する際やその輸送などによってエネルギーには損失が生じる。

オ

屋上緑化

建物屋上の空いているスペースを利用して芝やセダムなどを栽培することで、緑化面積を創出する方法のこと。太陽熱を遮ることで屋内温度上昇の抑制や、植物の蒸散作用による周囲の気温低下が期待され、ヒートアイランド現象に効果的といわれる。

オゾン層

地表から 10~50km 上空の成層圏にあるオゾン濃度の高い大気の層で、太陽光に含まれる紫外線のうち、生物に有害な波長を吸収して地球上の生物を保護する役割がある。近年、冷蔵庫・空調機などに使われていたフロンガスなどによりオゾン層が破壊され、濃度が減少していることが観測されている。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーによって暖められた熱を地球内に留める性質を持つ大気中の気体（ガス）で、この気体の存在により地球の平均気温は約 14°C に保たれているが、仮にこの気体がないと約-19°C になるといわれている。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の 7 種類のガスを温室効果ガスとして定めている。

カ

カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の利用形態のこと。車を必要

な時だけ使うことにより、過剰な自家用車利用を抑制し、二酸化炭素排出量の削減につながる。

カーボンオフセット

人間の生活や経済活動を通じて排出される二酸化炭素などを、他の場所での植林、森林保護、クリーンエネルギー事業による削減活動などによって直接的・間接的に吸収しようとする活動をいう。

カーボンニュートラル

植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないという性質のこと。

海洋プラスチック

普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。プラスチック製品は丈夫で長持ちするため、分解されることなく、海洋生物の生態系や私たちの生活にも悪影響を及ぼすとして、今さまざまな国や企業がこの問題について取り組んでいる。

外来生物

もともとその生物が住んでいなかった地域に、人間の活動などを介して意図的または非意図的に持ち込まれた動植物のこと。主に外国から日本に入ってきた生物を指すが、国内他地域からの移入も外来生物である。外来生物の定着により在来生物との生存競争が生じ、在来生物が絶滅するな

どの問題も懸念されている。

化石燃料

動植物の死骸が地中に堆積し、永い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに石炭、石油、天然ガスなどがある。資源として埋蔵量に限りがあることや、その燃焼により地球温暖化や大気汚染に影響を与えることから、化石燃料に代わるエネルギーの開発が急務となっている。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を個別にまとめて処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽と比べてはるかに処理能力が高く、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

環境アセスメント（環境影響調査）

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その事業について、適正な環境配慮を行うこと。

環境家計簿

家庭における温暖化対策として、電気、ガス、水道、ガソリン、灯油、廃棄物量などを記録して、一定期間の集計を行うことにより、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。環境についての意識向上や生活行動の再点検に効果がある。

環境監視パトロール

良好な環境を保全するため市長に任命

された環境監視員による巡視活動のこと。廃棄物の不法投棄や不適切放置を発見した場合は速やかに市長に報告することとされている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づいて定められる環境保全行政上の目標のこと。大気、水質、騒音、土壌について定められている。

環境負荷

人の活動が環境に与える負担のことで、集積により環境へ悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

環境保全協定

地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定のこと。法令の規制基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な環境保全対策の手段として広く用いられている。

環境マネジメントシステム

事業者が法令等の規制基準を順守するだけでなく、自主的に環境保全方針や目標を定め、目標達成に向けた取り組みを実行し、その取り組みの点検・評価をすることにより継続的に環境配慮行動を進める一連の手続きのこと。代表的なものに、国際

標準化機構（ISO）が定めた国際規格の「ISO14001」がある。

環境リスク

人間の活動によって生じた環境への負荷が、環境を通して人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。その大きさは、有害性の程度と体に取り込む程度（暴露量）によって決まる。

間伐

健全な林木の育成を促すため、林木の密度を適正に調整することや、利用できる大きさに達した林木を徐々に収穫するために行う間引き作業のこと。間伐を行わなかった森林は、地表に陽光が届かず林木に十分な栄養が行き渡らないことから、ひ弱な森林となってしまう。

キ

気候変動

気候変動枠組条約では「地球の大気組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然の変動に対して追加的に生ずるもの」と定義されている。海洋の変動や地球軌道変化、温室効果ガスの増加などが要因とされる。

共生

本来は生物学の用語で、異種の生物が共存する相互作用に関する概念のこと。環境関係では多くの場合、広く人と自然が生態系の一部として良好な状態を維持することをいう。

ク

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。また、消費生活などで購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく側面を持つ。

COOL CHOICE

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしているという取組をいう。

クールビズ・ウォームビズ

適切な温度での空調使用と各自の判断による快適で働きやすい服装に取り組むことで、多様で柔軟な働き方にも資する省エネ・省CO₂を図る取り組みをいう。

コ

公益的機能

例えば森林や農地は木材や農産物などの生産機能のほか、国土の保全や水源涵養、災害防止、大気浄化、生物多様性の確保などさまざまな機能を併せ持っている。こうした機能のうち、生産機能を除いた人々の生活に恩恵をもたらす機能をいう。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする酸化性物質の総称。目や喉の粘膜に影響を及ぼす可能性がある。

公共下水道

主に市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するもののこと。

公共用水域

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。

COP21 (コップ21)

気候変動枠組み条約締結国会議 (Conference Of Parties) の略称で、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場。2015年、21回目の会議がパリで開催されたため、その会議のことが「COP21 (パリ会議)」と呼ばれている。

こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることが目的としている。

ごみの有料化制度

ごみの排出抑制・分別資源化の促進や、排出者責任の明確化、ごみ処理費用負担の公平性確保などを目的とした制度のこと。本市では、ごみ袋へごみ処理費用を転嫁して販売する有料指定ごみ袋方式を実施している。

コンポスト

生ごみなどの有機物を微生物の働きによって発酵分解させて堆肥化するもの。

サ

再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。具体的には太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなどをエネルギー源とするものを指し、石油などの化石燃料に替わるクリーンなエネルギーとして注目されている。

さくらマップ

本市にあるさくらの名所を知っていたくため、地図と写真でガイド化したマップ。市内100箇所、約1万5千本のさくらについて掲載されている。

サーキュラーエコノミー

資源や製品を経済活動(生産・消費・廃棄など)において循環させることで、資源やエネルギーの消費、廃棄物の発生を無くしながら、環境負荷低減を図る循環型経済のこと。

産業型公害

工場生産などの産業活動による排水や、ばい煙などが原因となり発生する公害のこと。高度経済成長期に発生したイタイイタイ病や水俣病、四日市公害などがある。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などをいう。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化して雨水に取り込まれ、強い酸性を示すようになった雨のことを、一般に pH5.6 以下のものをいう。酸性雨は河川や湖沼、土壌を酸性化して悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりするなどの被害を及ぼす。

シ

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物が酸化剤で科学的に分解されたときに消費される酸素の量をいう。海域、故障の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいくほど汚染が進んでいるといえる。

次世代エネルギー

一般的に、「新エネルギー」のほか、普及促進や研究開発が進められている天然ガス、燃料電池、水素、コージェネレーションなどこれからの時代を担うエネルギー源の総称のこと。

次世代自動車

二酸化炭素の排出量を削減した自動車のことで、平成 20 年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においては、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などを例示している。

自然エネルギー

自然現象から電気や熱などのエネルギーを作り出すことで、繰り返し使ってもなくなることから、再生可能エネルギーと同義語として使われる。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015 年 9 月、国連総会で採択された人間、地球及び繁栄のための行動計画で、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などに関する 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げており、2030 年までに目標の達成に力を尽くすとしている。

集団回収

町内会や自治会、子ども会、婦人会、PTA など、同じ地域に住む人々が一定の時間と場所を定めて、古紙などの再生資源を集めて回収業者に引き渡すこと。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、一度使用したものでも資源としてリサイクルすることで、限りある資源やエネルギーを持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

省エネ診断

事業所に省エネの専門家を派遣し、具体的なエネルギーの使用状況等を調査・診断し、改善に向けた省エネ対策の提案を行う取り組みのこと。

省エネラベル

J I S規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すもの。家電製品やガス石油機器などが、国の定める目標値をどの程度達成しているか、その達成度合い(%)や、年間消費電力量などを表示している。

小水力発電

河川の水を貯めることなく水の流れを利用して発電するシステムで、一般的には農業用水や上下水などが利用されている。化石燃料などの使用が一切ないことから、環境負荷が小さい、枯渇することのない資源利用として注目される再生可能エネルギーの一つ。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品、食材の余りなど、食べられるのに捨てられている食べ物のこと。

新エネルギー

二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では技術的にはすでに実用段階に達しているが普及が十分でないものとされる。

ス

水源涵(かん)養

森林が持つ機能で。土壤に雨を貯え河川に流れ込む水の量を平準化して洪水や渇水を緩和するとともに、川の流量を安定させるほか、雨水が地下を通過することで水が浄化される機能も持つ。

3R(スリーアール)

リデュース(reduce:排出抑制)、リユース(reuse:再使用)、リサイクル(recycle:再生利用)それぞれの頭文字をとった言葉で、廃棄物の削減に向けた考え方を示したものの。

セ

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物を取り巻くそれ以外の環境との相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念のこと。まとまりの捉え方によっては、森林や水辺、あるいは地球など規模は様々である。

生物多様性

「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義され、生物の種や遺伝子の多さと、それらによって成り立っている生態系とのつながりまでを含めた幅広い概念のこと。

ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明

した地方公共団体のこと。

タ

ダイオキシン類

工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質のこと。ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（コプラナ-PCB）を含めて定義されており、発がん作用や甲状腺機能・免疫機能の低下などの影響について研究されているが、日常生活の中で摂取する量で急性毒性は生じないと考えられている。

大気汚染注意報

大気中の大気汚染物質の濃度が増加して一定のレベルに達した場合に都道府県が発令する情報のこと。光化学オキシダントや硫黄酸化物、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の5種が対象となっている。

太陽光発電

太陽光エネルギーを太陽電池モジュールにより電気に変換するシステムのこと。化石燃料などの使用が一切ないことから、環境負荷が小さい、枯渇することのない資源利用として注目される再生可能エネルギーの一つ。

太陽熱利用システム

太陽エネルギーを熱として利用し、温水や温風をつくり、給湯や冷暖房に利用する

システムのこと。再生可能エネルギーの利用形態の一つ。

脱炭素社会

経済社会の発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、地球温暖化から脱却した社会のこと。

多面的機能

森林や農地には自然環境や生態系の保全、良好な景観の形成、水源の涵養や水資源貯留、地球温暖化防止や大気浄化など、産業以外にいくつもの役割が備わっているということ。「公益的機能」と類義。

炭素換算

排出される二酸化炭素の中に含まれる炭素の重量のことで、エネルギー使用などによる二酸化炭素の排出量を表すときに国際的に使用される数値のこと。

チ

地球温暖化

人間の活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の年間平均気温が上昇する現象のことで、異常気象による農作物への影響や病害虫の発生、海面上昇による砂浜の減少や高潮、津波の危険性が高くなるといわれている。IPCC第4次評価報告書によると2100年の平均気温は最小で1.1°C、最大で6.4°C上がると予測されている。

テ

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自

動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量が少ない自動車のこと。一般的には、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等が知られている。

db (デシベル)

音圧または音の強さを表す単位。感覚的にわかりやすい数値にするために考えられた表示方法で、比率や倍率を表す相対的な単位。

ト

都市生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染や自動車等の騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など、都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。

ニ

二酸化硫黄

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色刺激臭のある気体で亜硫酸ガスともいわれる。呼吸器を刺激するなどの健康被害だけでなく、大気中で酸化し水分と結合して酸性雨の原因となるなど大気汚染の原因物質ともされている。

二酸化窒素

大気中の窒素酸化物の主要成分で物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。主に呼吸器系へ影響があるとされている。

ノ

農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設のこと。主に集落を単位とした小規模分散システムであるため、処理水が農業用水などとして集落内で反復利用され、地域の水環境の保全に役立つとされている。

ノーマイカーデー

いつも自家用自動車を利用している人がその利用を控え、公共交通機関や乗り合わせ、自転車、徒歩など二酸化炭素排出量の少ない交通手段で移動する日のこと。二酸化炭素排出量の削減や、渋滞の緩和、健康増進につながると考えられている。

ハ

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもののこと。地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

パリ協定

2015年12月にパリで開催された気候変動枠組条約締結国会議(COP21)において採択された新たな気候変動対策に関する法的文書のこと。すべての国が参加して長期目標を位置づけ、温室効果ガス排出削減目標を5年ごとに提出・更新することを義務付けている。

ヒ

pH

水素イオン指数 (potential hydrogen) の略称で、物質の酸性、アルカリ性の程度を表す物理量のこと。pH7 が中性で、数字が小さくなるほど酸性が、大きくなるほどアルカリ性が強い。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと。単位は一般的に mg/l で表しており、数値が大きくなれば水質汚濁が進んでいることを意味する。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中の浮遊粒子状物質の中で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子状物質のことをいう。粒径が小さいことから肺の奥深くまで入り込み、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が心配されている。

フ

風力発電

風力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて発電するシステム。化石燃料などの使用が一切ないことから、環境負荷が小さい、枯渇することのない資源利用として注目される再生可能エネルギーの一つ。

フードマイレージ

食材が生産地から実際に食べる場所へ運ばれるまでの輸送に要する燃料や、二酸化炭素の排出量をその距離と重量で数値

化した指標のことで、この数値が低い食糧を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないと考えられている。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもの。工場のばい煙、自動車排出ガスなどが発生源であり、呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼすおそれがある。

ホ

保水機能

防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透、貯留する機能のこと。河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことを遊水機能という。

マ

マイバッグ

買い物袋としてスーパーなどに持参し繰り返し使用できるバッグのこと。エコバッグとも呼ばれ、レジ袋の削減に有効な手段として使用されている。

ミ

緑のカーテン

ゴーヤや朝顔などのつる性植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせてカーテン状に覆ったものこと。夏の日差しを遮ることによる室内温度上昇の抑制や、植物の葉が水分を蒸発させ周囲の熱を奪う効果のほか、葉の緑が涼風にそよぐ様子が視覚的にも涼しく感じさせるなどの効果がある。

モ

モーダルシフト

輸送手段を転換するという意味で、具体的には貨物輸送をトラック輸送から環境負荷の少ない鉄道、海運利用へと転換することなどがある。これにより二酸化炭素排出量の削減や、交通渋滞緩和の効果が期待できる。

ユ

有害化学物質

人体や環境に悪影響を与える化学物質の総称で、その中には環境ホルモンや重金属も含まれる。有害化学物質は公害の原因になるほか、土壌や河川を汚染すると長年にわたってそこに住む人や動植物に悪影響を及ぼすおそれがあります。

有機農業

「有機農業の推進に関する法律」で「科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう」と定義されている。

リ

リニアエコノミー

「資源の採取→生産→消費→廃棄」という直線的(リニア)に行う経済活動のこと。次々に新しい技術と製品を生み出し、大量に作って、大量に消費して、大量に廃棄していくことで、それが新たな雇用機会や需要を作って、経済が成長していくしくみ。

レ

レジ袋有料化

海洋プラスチックごみの問題や、地球温暖化などの課題を受け、プラスチックの過剰な使用の抑制を目的に、令和2年7月1日から全国でプラスチック製買物袋の有料化が実施された。



3 環境基準等一覧

2-1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準（昭和48.5.16 環告25 改正平成8 環告73）

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53.7.11 環告38 改正平成8 環告74）

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準（平成21.9.9 環告33）

項目	環境基準	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価※1	環境基準と同じ。
		長期的評価※2	1日平均値の年間2%除外値※3が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間98%値※4が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	環境基準と同じ。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値※3が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	環境基準と同じ。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値※3が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること	短期的評価	昼間の時間帯（5～20時）における1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり（長期基準）、かつ、1日平均値の年間98%値※4が35μg/m ³ 以下である（短期基準）こと。

※1 短期的評価：1時間又は1日を通じた測定結果に係る評価。

※2 長期的評価：年間を通じた測定結果に係る評価。

※3 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値。（1日平均値の年間2%除外値）

※4 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値。（1日平均値の年間98%値）

2-2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46.12.28 環告 59 改正平成 24 環告 127）

地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9.3.13 環告 10 改正平成 24 環告 85）

（1）人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	健康項目の基準値	地下水質の基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	0.004mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 累計	利用目的適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級・水産1級・ 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級・工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級・農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級・環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする。

2-3 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11.12.27 環告 68 改正平成 14.7.22 環告 46）

媒体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2-4 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（平成 10.9.30 環告 64 改正平成 24.3.30 環告 54）

地域の種類	基準値		該当地域
	昼 間	夜 間	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら居住の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、前表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

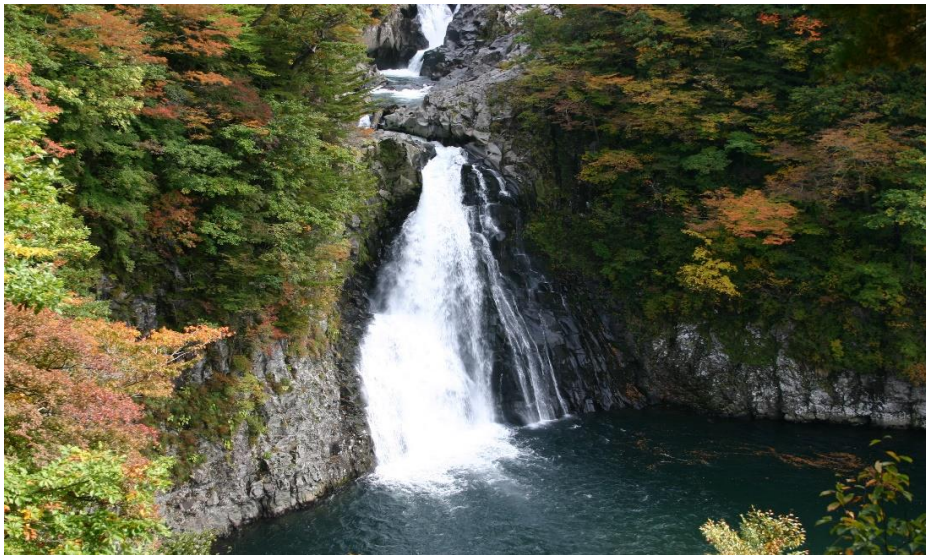
地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に関する基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。



4 由利本荘市環境基本条例

平成 23 年 3 月 25 日
条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等(第 7 条—第 24 条)

第 3 章 環境審議会(第 25 条—第 30 条)

附則

今日の我が国の発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに便利さや豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしている。

また、私たちは、健康でかつ快適な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを受用する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を良好な状態で将来に継承する義務を担っている。

このような認識のもと、市、事業者及び市民が協働して、良好な環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」を目指すため、ここに環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、こ

の施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康でかつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を

確保し、その環境が将来にわたり市民に継承されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全是、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全是、環境への負荷の少ない持続的な資源循環型社会を構築することを目的とし、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。
- 4 地球環境保全是、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念のっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷

の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念のっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等 (施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念のっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進並びに必要な技術等の活用を図ること。

(4) 市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、由利本荘市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、由利本荘市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分配慮するものとする。

(施策の状況報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を公表するものとする。

(規制的措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者及び市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設含む。)その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と共生の推進)

第15条 市は、地域の特性を生かし、人と自然が共生する躍動と創造の都市を形成するため、景観の確保並びに歴史的及び文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第18条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進

されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の推進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第23条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

(地球環境保全に関する施策の推進)

第24条 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する施策

を推進するよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置及び所掌事務)

第25条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、由利本荘市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者、各種団体の代表及び行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(専門委員)

第29条 環境の保全に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験の有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第30条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

5 計画策定体制

4-1 由利本荘市環境審議会

由利本荘市環境基本条例第 25 条により設置された環境審議会は、市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項や環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する機関であり、本計画の策定に当たっては、基本的な方針や内容について総合的に検討をいただいた。

▼由利本荘市環境審議会委員名簿（令和 5 年 3 月 1 日現在）

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	長谷川 兼 一	秋田県立大学システム科学技術学部 教授
委 員	松 田 武 文	由利本荘市医師会 会長
委 員	小 松 忠 彦	秋田しんせい農業協同組合 代表理事組合長
委 員	小 松 佳 和	本荘由利森林組合 代表理事組合長
委 員	村 井 英 樹	秋田県漁業協同組合南部支所本荘西目地区本荘三級船組合 会長
委 員	鈴 木 学	子吉川水系漁業協同組合 代表理事組合長
委 員	佐々木 誠	由利本荘市商工会 副会長
委 員	大 越 雄一郎	由利本荘青年会議所 理事長
委 員	大 沼 武 彦	由利本荘市建設業協会 会長
委 員	小 松 慶 悦	由利本荘市社会福祉協議会 会長
委 員	小 裕 真 吾	由利地域振興局福祉環境部 部長
委 員	村 岡 兼 幸	由利本荘地球温暖化対策協議会 会長
委 員	佐々木 弘	環境あきた県民フォーラム 副理事長

4-2 由利本荘市環境調整会議

環境調整会議、副市長を会長と市関係部局長で構成された庁内組織で、本計画を推進及び管理することを目的と市設置した。

▼由利本荘市環境調整会議設置要綱

平成23年12月19日

令和3年12月10日改正

(設置)

第1条 由利本荘市環境基本条例(平成23年由利本荘市条例第4号)第8条に規定する由利本荘市環境基本計画等を推進し、及び管理し、並びに見直しをするため、由利本荘市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 由利本荘市環境基本計画に関すること。
- (2) 由利本荘市の住みよい環境づくりに関すること。
- (3) 由利本荘市バイオマスタウン構想に関すること。
- (4) その他環境保全の全般に関すること。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、副市長、各部長、教育次長及び企業局長の職にある者とする。

2 調整会議に、会長及び副会長を置き、会長には市長が指定する副市長、副会長には市民生活部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、調整会議を代表し、調整会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。



第二次 由利本荘市環境基本計画

令和5年3月

発行：秋田県 由利本荘市

編集：市民生活部 生活環境課

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 17 番地

(電話) 0184-24-6253

(E-mail) kankyo@city.yurihonjo.akita.jp